

フォーラム2日目  
2023年3月12日(日)

分科会①「市町村機能強化の課題と展望」

分科会①

「市町村機能強化の課題と展望」

基調レポート：

柏女 霊峰（共同代表／淑徳大学総合福祉学部 教授）

パネリスト：

寺本 紀子（一般社団法人寺本社会福祉士事務所 代表）

徳本 真理（石川県津幡町子ども家庭総合支援室 室長）

内田 千乃（大分県別府市市民福祉部子育て支援課 参事）

増田 哲也（千葉県浦安市こども家庭支援センター 社会福祉士）

梅藤 裕子（大阪府枚方市子ども未来部 子どもの育ち見守り室 子ども支援課 係長）

助言者：

西浦 啓子（厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課虐待防止対策推進室 室長補佐）

コーディネーター：

佐藤まゆみ（淑徳大学短期大学部教授・早稲田大学社会的育研究所客員上級研究員）



## 分科会①「市町村機能強化の課題と展望」

分科会1の全体の進行

0. 第1分科会のすすめ方
1. 趣旨説明と基調レポート
2. パネルディスカッション
  - (1)各パネリストより15分ずつ報告
  - (2)助言者よりコメント
  - (3)コーディネーターより論点提示と意見交換、助言
3. 今後の子ども家庭福祉の方向に対する視点、提言として
4. 各パネリスト、助言者からひとこと
5. まとめ



分科会①「市町村機能強化の課題と展望」

政府における検討

1. 2022年8月、11月 市町村説明会
2. 「子ども家庭センター及びサポートプランについての調査研究」2022年度
  - (1) 子ども家庭センター及びサポートプランガイドライン案の作成
  - (2) 全国自治体に対するアンケート調査
  - (3) 自治体に対するインタビュー調査
3. 並行して、要対協の在り方、市町村指導措置等、支援プラン等に関する調査研究も実施中。

考えられるいくつかの論点

7. 子ども家庭センターにおける接近困難事例等に対する利用勧奨・在宅措置の在り方について
8. 福祉と保健の連携・協働に加え、教育との連携について
9. 個別事例支援の機能といわゆる福祉社会づくりの機能について

考えられるいくつかの論点

1. 子ども家庭センターの機能について(切れ目のない包括的な支援か子ども虐待防止か)
2. 子ども家庭福祉と母子保健の援助観は異なるのか。ポピュレーションアプローチとハイリスク、保護の緊急度判断の視点について



考えられるいくつかの論点

3. サポートプランの在り方について: サポートプランと支援計画、支援プラン、障害児支援利用計画
4. 地域子育て相談機関の機能強化支援と子ども家庭センターとの関係について



考えられるいくつかの論点

5. 子ども家庭センターの機能と児童相談所との連携について(市町村の利用勧奨・指導措置と児童相談所の2号措置(市町村指導措置)との関係も含む)
6. 子ども家庭センターと要対協との関係(サポートプランと要対協の支援計画との関係)について

市町村機能強化の展望  
地域包括的・継続的支援の可能性

## 分科会①「市町村機能強化の課題と展望」

### 地域包括的・継続的支援の可能性

・子ども家庭福祉分野の「地域における包括的・継続的支援」は以下のように定義できるが、このような体制が作れるか。

「子ども家庭福祉分野における地域包括的・継続的支援体制とは、市町村域ないしは市内のいくつかの区域を基盤として、子どもの成長段階や問題によって制度間の切れ目の多い子ども家庭福祉問題に、多機関・多職種連携により包括的で継続的な支援を行い、問題の解決をめざすシステムづくり並びにそのシステムに基づく支援の体系をいう。」

(出所:柏女聖峰(2017)『これからの子ども・子育て支援を考えるー共生社会の創出をめざしてー』ミネルヴァ書房 p.15 を一部修正)

### これからの子ども家庭福祉供給体制の方向

表5-1 子ども家庭福祉サービス供給体制の将来方向

現行	将来
(1) 都道府県中心	⇒ 市町村中心(都道府県との適切な役割分担)
(2) 職権保護中心	⇒ 契約と職権保護のバランス
(3) 施設中心	⇒ 施設と在宅サービスのバランス
(4) 事業主補助中心	⇒ 個人給付と事業主補助のバランス
(5) 視中心	⇒ 視を中心とした社会保険を意味
(6) 保健福祉と教育の分断	⇒ 保健福祉と教育の統合・連携
(7) 限定的司法関与	⇒ 積極的司法関与

(柏女, 2008, p.147)

### これからの子ども家庭福祉の視点 一子ども家庭福祉基礎構造改革一

それには、子ども家庭福祉分野における基礎構造改革が必要とされる。私が認識する子ども家庭福祉の課題は、以下の4点である。

- (1) 子ども家庭福祉実施体制が都道府県と市区町村の二元化体制になっていることが、狭間に落ちる子どもと親を生み続けていること(地方間分権、縦の課題)。
- (2) 教育と福祉が分断されていること(横の課題)。
- (3) このため、地域包括的で切れ目のない支援が行いにくい基礎構造を有していること。また、民間の専門性と機動性が活用できないこと。
- (4) 子育てを支援する原理が浸透していないこと。特に、子どもの最善の利益、子育てに対する親(家庭)の第一義的責任、子どもの参加、意見表明支援といった理念、制度、方法の整理ができていないこと。

### これからの子ども家庭福祉への提言 基礎構造の改革による地域包括的・継続的(切れ目のない)支援体制の整備

- ・メインシステム:市町村を実施主体とし、介護保険制度のような給付制度を中心として子ども・子育て支援制度を改善し、子育て支援専門員(仮称)のような民間の専門性を最大限活用したケアマネジメントを実現する。
- ・サブシステム:子ども虐待防止・社会的養護システムー第3回FLECフォーラム課題提起における2つの柱と6つの提案の実現を図る(注)
- ・メインシステム(地域子育て支援)とサブシステム(社会的養護)とをつなぐマクロ、メゾ、ミクロレベルの改革が必要-特に、ハイリスク家庭支援の仕組みの充実
- ・これらにより子ども家庭福祉の基礎構造改革を進めることで、地域包括的・継続的(切れ目のない)体制の確保を図る。
- ・財源は、「社会連帯による次世代育成支援に向けて」(2003)で提言された社会保険の仕組みをもとに検討を進める。
- ・支援メニューとしては、共同養育の視点に立つ基本保育制度の導入を図り、かつ、ハイリスク家庭対象のサービス(子育て短期支援事業、養育訪問支援事業等)の拡充を図る。

### 子ども家庭福祉基礎構造の特色

- ・また、子ども家庭福祉分野が他の分野と異なる基礎構造の特色は、以下の3点である。
- (1) 実施主体が都道府県と市町村に分かれていること。保育・子育て支援・母子保健は市町村、母子福祉は市(福祉事務所)、虐待・社会的養護は都道府県、障害児支援は通所が市町村、入所は都道府県に分断。さらに、首長部局と教育委員会部局との切れ目があること。これに対し、高齢者、障害者はすべて市町村首長部局が主体となっている。
- (2) 行政がサービスを決定していること。サービスメニューの多様性を考慮すると裁量決定、調整能力は専門性を問われるが、異動が宿命とも言える公務員が担わざるを得ないこととなる。これに対し、高齢者は専門職である介護支援専門員の裁量でサービス決定・調整が行われる。
- (3) 子ども家庭福祉の費用が個人給付と行政処分に伴う措置費、事業者に対する補助金に分かれていること。これに対し、障害者、高齢者は個人に対する給付が中心である。

### (注)2つの柱と6つの提案

#### 2つの柱

- (1) ソーシャルワーク系事業を中心とした新たな事業の制度化
- (2) 措置費体系の抜本的な見直し

#### 6つの提案

- (1) 一時保護後の支援におけるソーシャルワーク系事業等の制度化
  - (2) 虐待予防の強化のための指導委託の措置制度化
  - (3) 「乳幼児総合支援センター」(仮称)又は「社会的養育総合支援センター」(仮称)の創設
  - (4) 母子(親子)一体型支援制度の創設
  - (5) ソーシャルワーク系事業への思い切った措置費配分
  - (6) パフォーマンスに応じて増加する措置費体系
- ※障害児支援制度、障害児入所施設においてもこれらの方針を準用。  
(第3回FLEC幹事会提言, 2021.1)

### これからの子ども家庭福祉供給体制の方向

- ・ところで、子ども家庭福祉供給体制の特徴は、成人、特に高齢者の施策と比較すると、①都道府県中心、②職権保護中心、③施設中心、④事業主給付中心、⑤税中心、⑥保健福祉と教育の分断、の6点が挙げられる。さらに欧米のシステムと比較すると、⑦限定的司法関与を挙げることができる。
- ・これからの子ども家庭福祉は、「年金・医療・介護」(三つ葉)と「少子化対策」に二分化されるのではなく、「年金・医療・育児・介護」の四つ葉のクローバーによって再構築されなければならない。人間の一生を包括的に支援するという観点からは、子ども家庭福祉供給体制も、図の方向に向かっていかなければならない。

### 文献

- ・柏女聖峰(2009)『子ども家庭福祉論』誠信書房
- ・柏女聖峰(2017)『これからの子ども・子育て支援を考えるー共生社会の創出をめざしてー』ミネルヴァ書房
- ・柏女聖峰(2019a)『子ども家庭福祉学序説ー実践論からのアプローチ』誠信書房
- ・柏女聖峰(2019b)『平成年の子ども家庭福祉ー政策立案の内側からの提言』生活書院
- ・柏女聖峰(2020)『子ども家庭福祉における地域包括的・継続的支援の可能性』福村出版
- ・内閣府、厚生労働省行政資料(2021-2022)

## 分科会①「市町村機能強化の課題と展望」

### こども子育て支援 地域包括支援の視点を！



予防・早期発見機能、寄り添い機能をもつ  
地域・民間の活動と行政との協働

#### 子ども・子育て領域での地域包括的支援

これから子どもをもつ人も子育て中の人も  
その人や家族が希望するそのらしい生活を続けられるよう、  
・当事者自身の生活とストレスを軸とし  
・社会保障制度、サービス  
・地域組織、NPO、コミュニティサービス、企業  
・ボランティア、当事者グループ、ご近所、家族のちから  
を必要に応じて期間なく、途切れなく包括的に活用できるよう  
当事者に寄り添いながらチームで支援すること、その支援の中から見えてきた  
ネットワーク形成の必要性、地域づくりの課題、社会資源開発課題についても  
取り組むことを含むととらえています。  
人材としては、当事者の自己決定を中心に据えながら、地域で暮らすために必要  
な複合的要素と生活を時間軸でとらえる視点ももち、他分野多職種横断的  
チームアプローチの有効性、個別支援から見えてきた地域課題への取り組みや  
政策提言などにも関与できる力を持った人が求められる

#### 地域と専門職の支援の協働

～専門職にはその人を人生の途中からしか知らないという自覚が必要～



#### 予防・早期発見段階での施策の充実の提案

##### 1. 地域の子どもの居場所等、親子の居場所等の充実

- 1) **居場所等の活動の質の担保** 行政が委託した「居場所」「居場所に来れない人たちへのアウトリーチ事業」について、行政は委託目的とその役割を明確にし、活動内容を把握する必要がある。
- 2) **人材の確保** 役割にふさわしい人材の配置と育成のための予算を組む
- 3) **居場所ネットワークの形成** 市区町村レベルで委託契約外の自主的活動も含め、子ども・親子・地域ぐちゃまぜのネットワークを形成し、連携と活動の質の向上を図る
- 4) **市区町村地域福祉計画や地域福祉活動計画に位置付ける** 地域の居場所、地域でのちょっとした助け合い活動等に関する施策を二回調査に基づき計画的に推進できるように担当部署を明確にする

#### 2. 全数把握の機能をもつ機関でのスクリーニング機能の充実

##### 1) 子育て世代包括支援センター-母子保健型

- 母子健康手帳交付から訪問、健診等切れ目なく全数に繋がることのできる機関
  - 問題が顕在化してつながる相談機関とは役割を異にし、ハイリスクのみならず小さな気づきを得られる機関である
  - 医療・保健・子育て・福祉・心理等多分野多職種が参加する「ちょっとした気になる点」を検討する場があれば重篤化する前の予防的段階で包括的支援が開始できる可能性が広がる
- ※ちょっとした気になること→子の発達課題、育てにくさ、家族関係、経済的問題、地域との関係、職場復帰に向けての課題等幅広い

##### 2) 小中学校

- 小中学校は、就学後の全数把握の機関
- 学校生活でのちょっとした気づきから本人の包括的アセスメントにつながると、担任レベルでの見守りから学校全体で支援、学校外の場や相談機関との協働などスクリーニングができ、多面的な包括的支援につながる可能性がある。
- 子ども本人を主体にした包括的支援には、学校、教育委員会と他分野の支援者をつなぐスクリーニング・ソーシャルワーカーの配置が必要になる。

#### 3. 日常の様子で把握できる通所機関

##### 1) 保育所・子ども園・障害児療育機関等

##### 2) 放課後児童クラブ、放課後児童デイ

- 子どもと日常接する時間が多い通所機関では、子ども本人の変化に気づきやすい。
- ちょっとした気づきがあった場合、親との情報共有が可能、親が抱える問題についても聴くことができ、相談機関へのつながりもやすく、重篤化する前に予防的包括的支援が開始できる可能性が広がる
- 子どもの様子のちょっとした変化の気づきから親との包括的アセスメントの面接ができる人材がいない場合がある（ソーシャルワーカーは配置されていないため、管理者がその役割を担っており、必ずしも支援にうまくつながらない現状がある）

※最近では送迎バスの影響で職員と親の接点が減り、ちょっとした変化等の情報交換の機会が減っている傾向がある

地域包括的支援の大事な構成要素「予防・早期発見段階での支援」  
→普通に子育て世代が抱える悩みをキャッチできる場の重要性

#### ここで活躍するのが「居場所」等

居心地の良い居場所であれば、

- ・自然に愚痴を言ったり、気持ちを話れるようになる
- ・上手に発言できなくても誰かが気づいてくれる

居心地の良い居場所 それはどこ？

- ・地域の子どもの居場所 ・地域の親子の居場所 ・地域のごちゃまぜの居場所
- ・塾、習い事、スポーツクラブ等 ・地域の祭りや行事、子供会
- ・保育園、子ども園、学校、放課後児童クラブ、放課後デイ等の機関

ご近所は、他人の家の中で起こっていることは意外と見えにくい、見えたとしても声をかけにくい、接する機会がないので聞けにくい、一方日常生活の小さな困りごとは行政や専門職は気づけない、相談しても取り合ってもらえないことが多い。

この段階で寄り添う支援ができれば重篤化しなかったらうケースはとて多い。

#### 居場所のできること 気づき/寄り添い/エンパワメント

普通に子育て世代が抱える悩みに気づいたり寄り添ったり、子育ての喜びも分かち合うことができる。

- ちょっとしたつぶやきや小さい変化を「キャッチする」
- キャッチしたら、「何気なく気遣う」、「声掛けする」、「聞く」
- 話を聴く中で、本人を知ることができる
- 本人がどうしたいのか、何をしたいのか見えてきたら応援する
- 仲間同士の交流や意見交換、サポートができる
- 専門的支援が必要な場合はつなぐことができる
- 専門的支援につながったとしても、居場所での寄り添いは続けることができる

【居場所等でのスタッフの役割】

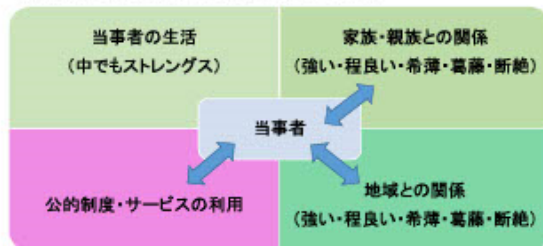
- ・本人の意図、価値観、生活様式を尊重する伴走型支援ができる
- ・傾聴 共感 理解 自己決定を尊重し、心がける
- ・居場所の範囲を超えたニーズがある場合は、本人の決定のもと、適切なところへつながりつなぎ、協働することができる（連携）（チームアプローチ）

## 分科会①「市町村機能強化の課題と展望」

予防・早期発見機能と行政・相談支援機能のコラボを生み出す  
**1. 生活の包括性を尊重するためのアセスメントの視点の共有**  
 どんな人の生活も多くの要素で成り立っている。本人はもとより、その生活の舞台である家庭、住まい、地域など多面的なアセスメントこそ包括的支援の基礎となる

- ★今を地域で暮らすことも、大人、家族として当事者を知る、理解する
  - ・日々の暮らしぶりのこと
    - 住居、家計管理、契約ごと（家、土地、家具、車など高額な買物）
    - 家事（食事の用意・片づけ、洗濯をする・干す・取り込む・たたむ・しまう、掃除、ふろの用意）
    - 家族構成 家族それぞれ（年齢 所属 家にいる時間帯 食事の様子）
    - 家族の過ごし方（日常 特別な日） 家族の役割分担の状況
  - ・地域のこと：PTA 保護者会 育成会 町内会（自治会） 延長 近所付き合い
  - ・親族のこと：祖父母・叔父・叔母・いとこの存在 別居親族 その他親戚付き合い
- ★各家族員の生活史（成育歴、学歴、仕事歴、人生の節目の出来事）から現状を理解し、当事者の人生に寄り添う

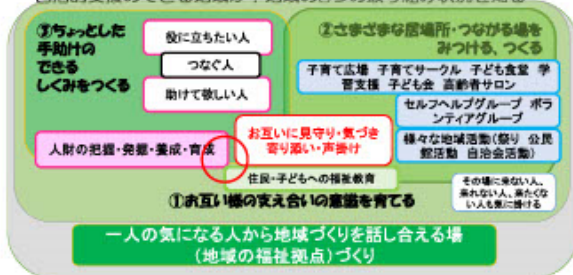
チーム形成の前提  
 「4領域で当事者と環境の関係性に着目」



居場所で気づいたことを行政の相談支援機関につなぐとき  
 ～どんな相談が展開されると安心してつないでもらえるでしょうか～

- ①当事者と秘密が守られる環境でしっかり話を聴く
  - ②困っていることを受け留めたくらうで、当事者の暮らしぶりや人生に心を寄せた面接をする
  - ③すると当事者と相談機関との間に信頼関係が生まれる
  - ④相談機関は、当事者が抱える課題と同時に当事者や家族のもつ強みも一緒に確認しながら「何を解決したいのか」「このままでもいいことは何か」「誰の力を借りたいのか」「どんな方法で解決したいのか」を一緒に考える
  - ⑤分野別、縦割りになっているフォーマルな支援資源とインフォーマルなサポート資源を本人の希望に基づいてマネジメントできる
- 当事者が「家族や親族」「友人」「ご近所や地域の人たち」の力を借りたいという希望があれば、相談機関はその人たちとチームを組み、地域支援会議（作戦会議とか〇〇さん会議と呼ばれる会議等）を当事者参加で開催する。
  - 本人が望む社会資源がない場合は、他にも必要とする人がいれば、地域の課題としてとらえ、地区社会や市民協力が音頭を取ってすでにある社会資源の改良や新たに作ることを検討する

チーム形成の前提「どんな地域に住んでいるかに着目」  
 包括的支援のできる地域か？地域の3つの取り組み状況を知る



個人情報第三者への提供等について確認しておく必要がある

- ・原則は、本人の同意がない限り禁止
  - ・ただし、本人の同意がなくても、第三者に個人情報を提供することが許される場合はある。
- ①法令に基づく場合 例 児童虐待の防止等に関する法律
  - ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

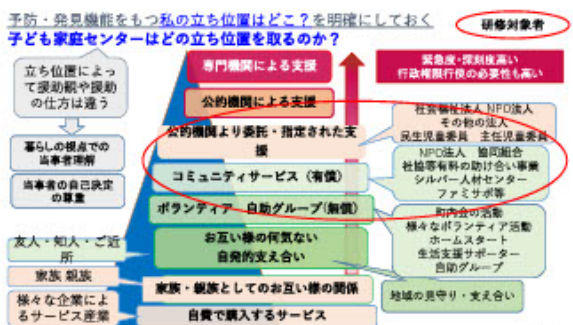
予防・発見段階での人材育成の取り組み



## 2. 居場所等（地域）と行政、相談支援専門職との連結

生活の連続性を尊重し「予防的支援」と「相談支援」を分断しない

- ・アセスメントの共有
  - ・支援方針に基づく支援の協働
  - ・支援の役割分担
- 当事者を真ん中にした支援計画の立案の場（ケース会議）  
 ケース会議の手法の共有（ジェノグラム、エコマップ、生活史等の活用）  
 →当事者を真ん中にした支援チームを組む  
 どこが、だれがマネジメント機能をもつかを決める





# 分科会①「市町村機能強化の課題と展望」

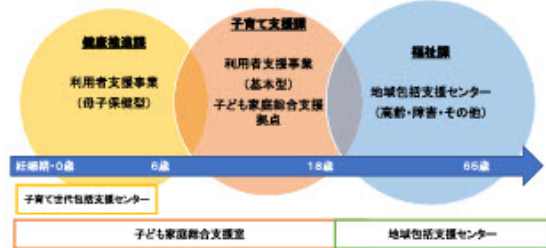
## 分科会1 市町村機能強化の課題と展望

津幡町子ども家庭総合支援室の取り組みから



津幡町健康福祉部子育て支援課  
子ども家庭総合支援室 橋本真理

## ■全世代型相談として



## ■津幡町の概要

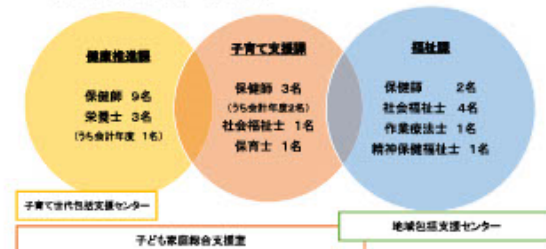
加賀・能登・越中の分枝点  
平野部は金沢市のベットタウン  
三つの山間地域を抱える

令和04年4月現在

- 人口 37,520人
- 面積 110.58km<sup>2</sup>
- 年少人口 8,134人(18.3%)
- 高齢人口 9,320人(24.8%)
- 認定こども園 11
- 小規模保育 1
- 子育て支援センター 7
- 小学校 9
- 中学校 2
- 高校 1 高等専門学校 1
- 放課後児童クラブ(学童保育) 16
- 放課後等デイサービス 8

国中県立総合合校の地

## ■専門職の配置状況



津幡町の

## 総合相談窓口

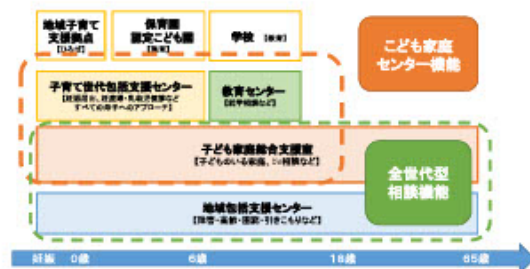
生活のことで相談したい、どこに行けばいいかわからない、があったら寄ってください！

## 新しい庁舎の1階『健康福祉ゾーン』

地域包括支援センター(福祉課)	障害・介護・困窮・引きこもり
子ども家庭総合支援室(子育て支援課)	子育て全般(障害児含む)・不登校・DV
健康推進課	乳幼児から大人の健康診査、感染症対策

『全世代型の相談窓口』として、横断し対応。

## ■妊娠期から、終末期まで切れ目なくつながり、支える



## ■全世代型相談として



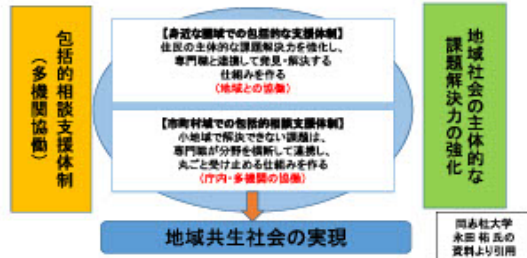
## ■子ども家庭総合支援室の役割

- 子供の権利を保障する(チャイルド・ファースト)
- 要保護児童対策地域協議会(要対協)の調整機関(子どもを守る地域ネットワーク)

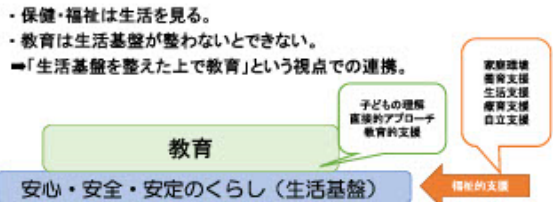
○コミュニティ(地域)を基盤にした  
ソーシャルワーク(相談援助)の機能  
→包括的・継続的な支援体制へ

## 分科会①「市町村機能強化の課題と展望」

### ■包括的な支援体制とは



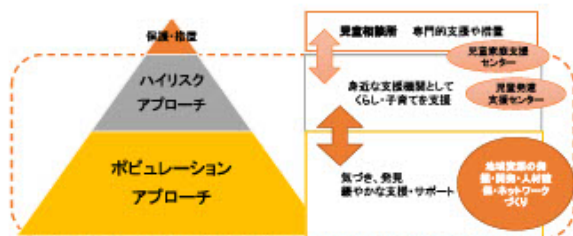
### ■「保健・福祉」と「教育」との連携



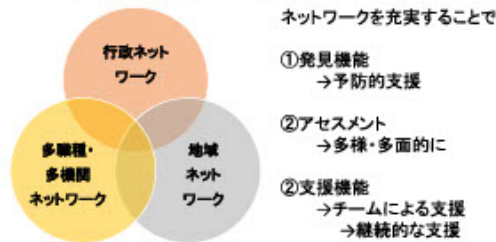
### ■庁舎内外の連携（多職種・多機関・地域との協働）



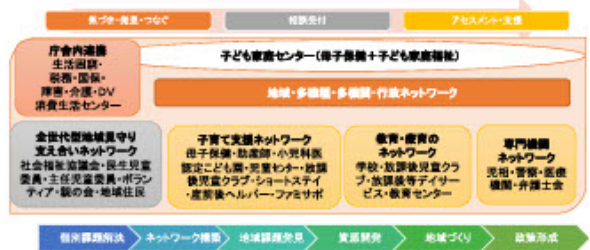
### ■こども家庭センターの役割



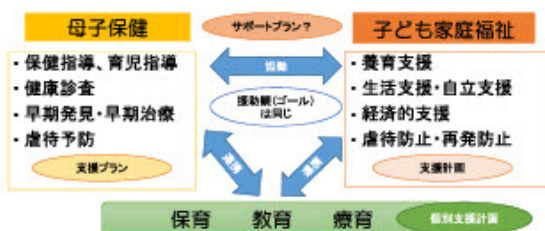
### ■ネットワークを活用した支援



### ■地域包括支援システムの実現に向けて



### ■子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援室の支援の視点





分科会①「市町村機能強化の課題と展望」

### 事例1 子育て短期支援から一時保護に繋がった例

「光の園」(市拠点) ← 連携 → 市拠点  
 ショートステイ ← 連携 → 児童  
 学校 ← 連携 → 児童

状況

- ☑ 虐(心、ネグ)
- ☑ 生活困窮、母の借金
- ☑ 不登校傾向
- ☑ 母の養育力、精神不安
- ☑ 不登校(夜間徘徊等)
- ☑ 母の依存(高、異性)
- ☑ 度々、夜間放置

市・市対協(共同管理合)ケース

- ① いじめ被害による学校不登校とマルトリートメントを背景に、不登校傾向が強化された児と、② 自己中心的でネグレクト傾向が強く、人格、依存(異性、高)の問題もあり、児への暴言等の虐(心)が強い母の母等。

「光の園」の関わり経過

ショートステイの受入れ : 児童センターでの関わり  
 以降、母からの頼みや相談等への対応 : 市拠点機能での関わり

夜間に、くどくどショートステイを含む、児への対応について相談  
 学校と連携し、児相に一時保護を依頼 → 児童一時保護【児童】

### 事例2 虐待リスクの高い母子世帯への支援

状況

- ☑ 仕事(ラウンジ)の方が楽しい(子どもは可愛い、自身止まると怖い)
- ☑ 虐待(身)疑い
- ☑ 家の中が分からない(借金、生活の状況)
- ☑ 夫所屬
- ☑ 訪問も、対応苦、不在
- ☑ 母の養育力、精神不安

課題

- ☑ 安否確認、居残りづくり
- ☑ 養育状況の把握 → 必要な環境改善

どうアプローチ?

見守り強化事業 「光の園」児童家庭支援センターと市が、定期的に家庭訪問、食事提供

事業効果

- STEP\_1 : 毎週、母や児の様子を確認が可能に (母:食事提供付きの訪問を楽しみにしている)
- STEP\_2 : 市も同行訪問 → 生活状況の把握 子育てに関する助言・指導
- STEP\_3 : マルトリートメントへの指導、母から虐待事実のカミングアウト → 改善に向けた提案等 (→ 児童所入居に繋がった)

関係性 Low High

### 別府市支援対象児童等見守り強化事業 (R3年度~)

多様なニーズに対応するため、訪問型支援の「見守り強化事業」を導入  
 児童センが市の補助事業として実施

子ども家庭総合支援拠点  
 市(子育て) ← 連携 → 児童セン「光の園」児童家庭支援センター  
 市(母子保護) ← 連携 → 児童セン  
 子育て世代包括支援センター ← 連携 → 児童セン

支援メニュー

- 状況把握
- 食事の提供(近所等を含む)
- 生活指導等(基本的な生活習慣の習熟支援・指導等)
- 学習支援(学習塾の支援等)

支援対象

※児童センが「光の園」児童センと連携し、児童センが実施する事業

### 別府市子ども家庭センター R5.4.1~

大分合同新聞/12朝刊

Before  
 子ども家庭総合支援拠点  
 子ども家庭センター

After  
 子ども家庭センター

今後の展望等>(1) 別府市子ども家庭センターの設置

◆ 積極効果  
 ・子ども家庭センターを一体的に扱う関係等の改善  
 ・国(子ども家庭庁)の取組に対する役割

◆ 「子ども家庭センター」の設置  
 ・母子保護や児童相談所が入る  
 ・「居のま」けんこうサービスに設置  
 ・子ども家庭センター(児童、母子保護)

### 別府市「見守り強化事業」の特長

1. クライアントに親しみやすいこと

食事提供 ... クライアントにとっての「分かりやすいメニュー」

クライアントにとって「ゾリット」があり、行政機関でない児童センが実施主体

調査者(支援者)にとっては... 親しみやすい  
 クライアントにとっては... 「拒否するまでもないか...」「食事提供はありがたい!」

2. 児童センとの協働であること

児童セン ... 児童と市のプラン的な位置付け / 地域に身近な専門的な相談支援機関  
 機能: 在宅支援(ショートステイ含む)/児童からの指導受託/見守り支援等

行政機関でない、より身近な機関 専門性 多様な支援メニューに届けられる  
 継続した支援 拠点、関係機関との連携

注: ... 食事提供が「光の園」かどうかは、クライアントのニーズにマッチしているかどうか、経済困難、ひとり親世帯等には親しみやすいか、事業のニーズ把握(ケース確認)と、関係性も重要

### 別府市子ども家庭センター R5.4.1~

「年齢や制度の壁を克服した切れ目のない包括的支援」に向けて...、でも様々な壁が

準備が大変!

機構改革(「〇」) 引っ越し(「〇」) システム整備(「〇」)

※そのほか...  
 母子保護との連携(「〇」) 児童相談所との連携(「〇」) 児童相談所との連携(「〇」)  
 児童相談所との連携(「〇」) 児童相談所との連携(「〇」) 児童相談所との連携(「〇」)

改正児童法の運用について整理すべきことも...

子ども家庭センターの「支援計画」の運用について

要対協の「支援計画」との関係は?  
 対象者が、必要性を感じてくれないときや、支援を拒否するとき...、取扱いとは?  
 センターの「支援台帳」と、要対協の「共同管理合帳」との違いは?

利用動向や在宅措置のあり方は? 等々...

### 事例1 ヤングケアラーのいる多子母子世帯への支援

状況

- ☑ ヤングケアラー(長男、次男)
- ☑ 娘市町村から転入
- ☑ 夫が未所屬
- ☑ 娘の精神(受診済)
- ☑ 行政からの支援拒否

課題

- ☑ 環境変化(転入)に伴うアセスメント  
 ・母が支援(家生業等)に拒否的...  
 ・仕事を理由に、母と中々会えない...
- ☑ 次子(1)の安否確認、居残りづくり
- ☑ ヤングケアラーの負担軽減

どうアプローチ?

見守り強化事業 「光の園」児童家庭支援センターと市が、定期的に家庭訪問、食事提供

事業効果

- 行政不値で入りにくいケース → 定期的家庭訪問・安否確認が可能により身近な相談支援機関である児童センが入ることで、支援の実現も進める

市(子ども家庭支援) ← 連携 → 「光の園」児童セン  
 ショートステイ各種相談支援 ← 連携 → ケース  
 市(母子保護) ← 連携 → 児童セン

### 今後の論点、懸念事項について

子ども家庭福祉と母子保護との関係について

虐待予防を主目的とした包括的支援の実施、対応能力の強化

研修などは?

ポピュレーション・アプローチからの「切れ目のない包括的支援」のあり方

- 連携や情報共有の範囲は? 個人情報取り扱いはどのようになる?
- どのようにアセスメントし、連携していくか、
- 相談窓口やリスク感の違いを、どのようにマネジメントしていくか、

## 分科会①「市町村機能強化の課題と展望」

3. 今後の展望等>(2) 今後の論点、懸念事項について

### 今後の論点、懸念事項について

① 教育との連携について

子ども家庭相談には教育との連携も重要 → 「子ども庁」と教育との連携はどうか？  
 教育サイドの体制はよく整備できているが… → 互いを知り、互いを理解できる？  
 連携の基盤！理念と内容の共通の先取の工夫も



17

3. 今後の展望等>(2) 今後の論点、懸念事項について

### 今後の論点、懸念事項について

① 在宅支援と地域資源の活用について

市だけでは事業展開が難しいことも… → 広域的な資源との連携(上層との連携)も時に必要

例 乳児健診と連携した支援事業の展開

- 乳児健診
- 子育て支援センター
- 児童相談所
- 子育て支援センター
- 児童相談所
- 子育て支援センター
- 児童相談所

子育て支援センターでのホームスタート、その他子育て支援策の充実  
 保育施設等の充実 ※一時預かりは施設側のキャパで受け入れ困難  
 市「子どもの居場所づくりネットワーク」の充実、連携  
 民間の個人情報の管理の問題 ※個人情報保護・管理が不十分な関係機関も…  
 民間と連携した支援をしたいが、対象者から同意が得られない場合は？

18

### おわりに 市町村機能の強化について思うこと…

ところで…  
 「基礎自治体」「身近な」「多くの情報を持っている」…の役割のもと、市町村に求められるハードと業務量が右肩上がりになっていないか？  
 将来人口予測等を踏まえた寄附/バランスの将来像もイメージした上での施策でないか…  
 その結果、本府に必要？ 業務と人員手配、関係機関、IT/ICT対応は？  
 人と金は今後どう確保？ スクラップとビルド

ここから未来…  
 だから、地域の社会資源との連携、外部委託の検討は、今後益々、重要になっていく  
 加えて、要支援度が上がる前からの支援(=未然防止)の重要性も、今後益々…  
 改正法の趣旨たる「切れ目のない」支援、「連携充実」は十分条件でなくとも必要条件  
 「支援計画」も、①対象者(当事者)参加型の支援の実現のための施策であるが、  
 ②効果的な支援の展開と有難い多職種連携のための標準「連携ツール」としての効果にも着目したいところ  
 支援において、関係機関との連携共有(現状課題、リスクアセスメント、業務方針)した上での、情報の連携共有は大事では…

支援を担う自治体の置かれるこれからの状況を踏まえ、関係機関や地域との効果的な連携と役割分担の在り方を、評価指標等でPDCAを回して検討していくことが大事なのでは

19

### ご清聴ありがとうございました



熊鷹温泉の湯けり



20

# 分科会①「市町村機能強化の課題と展望」

## 「市町村機能強化の課題と展望」

第5回FLECフォーラム 令和5年3月12日

浦安市こども家庭支援センター  
社会福祉士 増田 哲也

1. 現在の子ども家庭総合支援拠点での支援システムの報告

### 体制整備の動機

- 平成30年3月 群馬6歳女児虐待事件(死亡)
- >厚生労働省:「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について」(H30.7.20)
- 平成31年1月 野田市小4女児虐待事件(死亡)
- >厚生労働省:「緊急総合対策の更なる徹底強化について」(H31.2.28)
- 令和元年6月 札幌市2歳女児虐待事件(死亡)
- >厚生労働省:「児童虐待防止対策におけるルールの徹底について」(R1.6.7)

## お話しすること

- 現在の子ども家庭総合支援拠点での支援システムの報告 (P10~P10)
- 児童福祉法改正により、検討しなければならないこと
  - 2-1 サポートプランと要対協支援計画との関係 (P12~P14)
  - 2-2 接近困難事例等に対する利用動員・在宅措置の在り方 (P16~P18)

1. 現在の子ども家庭総合支援拠点での支援システムの報告

### 特に徹底すべきルール3点 と 市の取組み

- 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護等の徹底
  - ☞見解への送致に関する情報伝達シートの作成 見解と協議して(ほとんども)作成
- 子どもの安全確保ができない場合の対応の徹底
  - ☞介入班と支援班の分離 介入班主導で安全確認や送致は躊躇なく実施
- 組織的な対応及び進行管理の徹底
  - ☞要保護児童対策地域協議会の活用 月1(4部会制:初動、福祉、教育、民生)実施→週1回
  - ☞新規受理会議の徹底 毎週(火)AM実施 **母子保健係長制度 = こども家庭センター?**
  - ☞見直し会議の徹底 毎週(火)AM 要保護児童等はないが課題と方針を定めて、見直し会議を実施

1. 現在の子ども家庭総合支援拠点での支援システムの報告

## 千葉県 浦安市

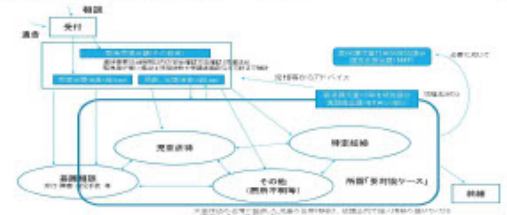
人口 (H32.3)	169,616人
児童人口 (H32.3)	25,206人
子ども家庭総合支援拠点	中野橋 (H30.1)
管轄児童相談所	市川児童相談所

こども家庭支援センター(子ども家庭総合支援拠点)所在地

浦安市健康センター  
1F 母子保健課 etc  
B1F こども家庭支援センター etc

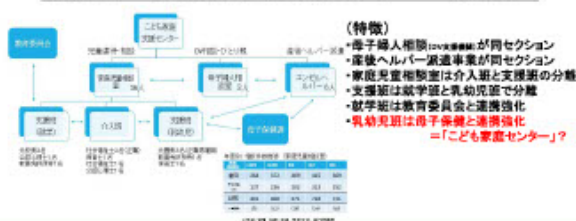
1. 現在の子ども家庭総合支援拠点での支援システムの報告

## 進行管理のシステム化



1. 現在の子ども家庭総合支援拠点での支援システムの報告

## 浦安市こども家庭支援センターの体制



1. 現在の子ども家庭総合支援拠点での支援システムの報告

## 要対協の意義

個人情報の壁をなくす ことを手段として

〈やさしい〉 根回し と (保護者や児童が望まないに聞わず)

〈健康的な〉 えこひいき ますること

☞要対協で共有する方針は、子どもや保護者の同意がないものが多い

# 分科会①「市町村機能強化の課題と展望」

1. 現在の子ども家庭総合支援拠点での支援システムの報告

### 現在の方針の立て方

※「誰から誰の情報を得たことかわかれば」とは関係小中学校で各自

1. 調査・介入方法協議
2. 保護者面談 (マルチメントガイダンス)
3. 児童面談 (誰かについて話さないでいいよ)
4. 関係機関調整 等

(必要な場合は見報通知 zennet)

● 課題

- 文化や学校生活環境の違い
- 保護者に対する支援が不十分
- 保護者の育への意識が低く、積極的になれない

○ 課題

- 家庭と学校との連携が不十分
- 保護者が多く子育てで忙しすぎて
- 保護者は保護者で忙しすぎて、毎日忙しい学校で通っている
- 介入も働きが少なく、更なる新たな連携の取組を

□ 方針

- 口より心へ寄り添い、安全プランの策定と必要に応じてプランニング
- 保護者にも多様な支援、特にマルチメントによる支援への関与を必要に応じて連携を
- 再発防止の仕組みがある場合は連携を

→ 手文可

2-1 サポートプランと要対協支援計画との関係

### こういう感じ？ こどものサポートプラン

※「誰から誰の情報を得たことかわかれば」とは関係小中学校で各自

種別別児童発達支援計画(児童発達支援)と関係

種別	児童発達支援計画(児童発達支援)	児童発達支援計画(児童発達支援)	児童発達支援計画(児童発達支援)	児童発達支援計画(児童発達支援)	児童発達支援計画(児童発達支援)	児童発達支援計画(児童発達支援)	児童発達支援計画(児童発達支援)	児童発達支援計画(児童発達支援)	児童発達支援計画(児童発達支援)
1	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫
2	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫
3	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫	何かあっても大丈夫

1. 現在の子ども家庭総合支援拠点での支援システムの報告

### 面談のシステム化

面談のゴールの利用

保護者面談

児童面談

「誰かについて話さないでいいよ」

「何かあっても大丈夫」

2-1 サポートプランと要対協支援計画との関係

### サポートプランと要対協支援計画

子ども

保護者

サポートプラン + 啓発資料

要保護児童対策地域協議会

サポートプラン + 啓発資料 + (安全プラン)

サポートプラン + 支援計画 両方を要対協で共有？

## お話しすること

1. 現在の子ども家庭総合支援拠点での支援システムの報告 (P9~P10)
2. 児童福祉法改正により、検討しなければならないこと
  - 2-1 サポートプランと要対協支援計画との関係 (P12~P14)
  - 2-2 接近困難事例等に対する利用動員・在宅措置の在り方 (P16~P18)

## お話しすること

1. 現在の子ども家庭総合支援拠点での支援システムの報告 (P9~P10)
2. 児童福祉法改正により、検討しなければならないこと
  - 2-1 サポートプランと要対協支援計画との関係 (P12~P14)
  - 2-2 接近困難事例等に対する利用動員・在宅措置の在り方 (P16~P18)

2-1 サポートプランと要対協支援計画との関係

### サポートプランについて確認したいこと

#### 誰のためのサポートプランか

○ サポートプラン(SP)の作成に当たってはできる限り  
妊娠中や子どもの意見を尊重するとともに、作成したSPは  
原則として本人に交付する。

○ 作成対象者は(株)要支援児童、要保護児童、特定  
妊娠中の妻。(※児童発達支援(児童発達支援))

※ ニーズの主体は「妊産婦や子ども」、  
交付する対象者も「妊産婦や子ども」  
でよろしいか

※ ニーズの主体は保護者ではないことの確認

2-2 接近困難事例等に対する利用動員・在宅措置の在り方

### 対象家庭の状態分類

保護者の受け入れ ○ 良い × 悪い  
子どもの状態 ○ 良い × 悪い

① (Goal) 保護者○ 子ども○  
② (Start) 保護者○ 子ども○

③ (Goal) 保護者○ 子ども○  
④ (Start) 保護者○ 子ども○

・接近困難事例は「保護者×」の状態 ②、④  
・子どもの権利意識を育てるに当たり、目的としたのは、「子ども○」状態。①、②  
・最終目標はもちろん①で、②も近いかな。  
・①に届かず、市町村が①から②を目指す場合、③→②を経由しなければいけないことが多いです。  
・③→②の濃も分りやすい形が「一時保護」という措置。  
・③→②の濃も分りやすい形が「一時保護」という措置。  
・③→②の濃も分りやすい形が「一時保護」という措置。  
・③→②の濃も分りやすい形が「一時保護」という措置。  
・③→②の濃も分りやすい形が「一時保護」という措置。

## 分科会①「市町村機能強化の課題と展望」

2-2 接近困難事例等に対する利用勧奨・在宅措置の在り方

### 利用勧奨と在宅措置

① (Goal)  
保護者○  
子ども○

②  
保護者×  
子ども○

③  
保護者○  
子ども×

④ (Start)  
保護者×  
子ども×

保正児童福祉法第21条の1B

1. 市町村は、(略)当該者に必要な家庭支援措置の利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援しなければならない。(利用勧奨)  
2. 市町村は前項に該当するものが、前項の措置による結果及び支援が行っても、なおやむを得ない理由により自給自足及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、当該者について、家庭支援事業による支援を提供することができる。(在宅措置)

予想される課題

・例えば、②→③の方法として、子どもショートステイを措置で利用した場合、利用料は補償から無料としても、保護者が迎えに来たらどうなる??  
・養育支援訪問による家事支援について、措置による費用負担がなくなることはメリットであるが、保護者が家庭への介入を望まない理由(接近困難事例)は、支援されないのでは? 結局、②→③を踏出さないといけない?

子どもショートステイ  
養育支援訪問 等

2-2 接近困難事例等に対する利用勧奨・在宅措置の在り方

### 市町村の権限・支援を改めて考える

① (Goal)  
保護者○  
子ども○

②  
保護者×  
子ども○

③  
保護者○  
子ども×

④ (Start)  
保護者×  
子ども×

・②→③の方法は一時保護しかないのか、市町村にないのかを考える。

・要対応はどうか?

・要対応の基準は、子どものために「やさしい環境」と「健康的な生活(衣食住)」の(参照) これは保護者や子どもの利益に關わらず、**実施可能(※)である市町村の強い権限。**

・要対応の利用は保護者の同意が必要ないため、②→③を経由する必要がない。

・一時対応のような緊急性が必要な場合は別として、要対応を利用することで、**②→③の差のりとする事は可能そうだ。**

### まとめ

・サポートプランのニーズ主体は、保護者ではなく、妊産婦や子ども自身でありたい (保正法第21条第1項第1号)

・サポートプランと要対応支援計画は、別に立てる必要がありそう (保正法第21条第1項第2号)

・接近困難事例に対する市町村の在宅措置は、イメージがまだわからない (保正法第21条第1項第3号)

・接近困難事例であっても、要対応の利用で子ども第一の支援は出来そう (保正法第21条第1項第4号)

ご清聴ありがとうございました。



## 分科会①「市町村機能強化の課題と展望」

第5回FLECフォーラム 分科会1 市町村機能強化の課題と展望



### 市町村機能強化の課題と展望 ～枚方市からの報告～

枚方市子ども未来部子どもの育ち見守り室  
子ども支援課 梅藤裕子

### 子ども未来部 子どもの育ち見守り室 ととなな

子どもに寄り添い変えるソーシャルワークの拠点

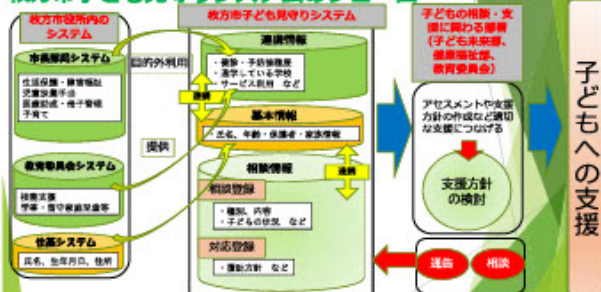
- 子どもの穏やかな成長を組織横断的に支援
- 子どもをめぐる問題を一元的に把握し、支援につなげる体制。

子ども支援課	子ども相談課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・枚方市子どもの育ち見守り連絡会議（要保護児童対策地域協議会）調整機関</li> <li>・虐待通告窓口・進行管理</li> <li>・子育て相談支援事業</li> <li>・養育支援訪問事業</li> <li>・協力家庭によるショートステイ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭元服相談</li> <li>・親子支援プログラム</li> <li>・はくむネットワーク事業</li> <li>・ひとり親相談（ひとり親家庭相談支援センター）</li> <li>・母子生活支援施設・発達相談</li> <li>・LINE相談</li> <li>・子ども・若者相談（ひきこもり等子ども・若者相談支援センター）</li> <li>・居場所、相談の会</li> <li>・子ども・若者支援地域協議会</li> <li>・SSW（スクールソーシャルワーカー）活用事業</li> <li>・学校連携</li> </ul>

### 今日お話しすること

- ▶ 枚方市の概略
  - ▶ 子どもの育ち見守り室「ととなな」について  
～子ども家庭総合支援拠点～
  - ▶ 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充について
    - ・こども家庭センターの設置について
    - ・事業の新設・拡充について
    - ・市町村による利用勧奨・措置について
- 枚方市での取り組みと課題、展望を報告します

### 枚方市子ども見守りシステムのフロー図



### 枚方市の概要

- ・西に淀川が流れ、東には緑豊かな生駒山系の山々。
- ・江戸時代には京街道の宿場町。
- ・市内には6つの大学が所在し、「学園都市」をめざして。
- ▶ 人口：396,775人（令和4年12月1日現在）  
うち、満18歳未満人口：55,415人
- ▶ 小中学校：（小）44校（中）19校
- ▶ 保育所（園）：55か所（公立、民間合わせて）
- ▶ 幼稚園：15か所（公立、民間合わせて）
- ▶ 認定こども園：11か所
- ▶ 小規模保育事業実施施設：15か所（公立、民間合わせて）
- ▶ 臨時保育施設：1か所
- ▶ 平成29年9月子ども家庭総合支援拠点（中規模型）設置



### 市町村の子ども家庭総合支援拠点における子ども家庭支援

- ・ 法的権限がないからこそできる寄り添いの支援
- ・ 子育て支援や相談支援を行い、虐待未然防止
- ・ 地域からの情報を拾い上げ、早期発見
- ・ 子どもや家族へのネットワーク支援による重症化防止
- ・ 市町村が持つ福祉サービスや制度を提供
- ・ 児童相談所との協働・連携による虐待防止
- ・ 家族再統合から地域ネットワークによる長期的支援
- ・ 地域のサービスや資源を開発し発展させる
- ・ 子ども時代からの支援が世代間連鎖を断ち切る

地域で子どもが育まれるように  
子どもと家族を支援する

### 枚方市における子ども家庭支援



### 子ども家庭総合支援拠点になって思うこと

- ▶ 助産制度担当との連携・個人情報の共有がスムーズになり、妊娠中に子どもの育ち見守り室が関わりを持つことができるように
- ▶ ひとり親相談担当と連携し、母子生活支援施設の入所について合同で支援することができたり、ひとり親支援（ヘルパー等）という切り口で虐待ケースにアプローチすることが可能に
- ▶ 家庭児童相談ケースのうち、ひきこもりについての支援や就労支援が必要なケースについて、ひきこもり相談担当と連携して動くことで、18歳以降の支援にスムーズに繋がるように
- ▶ SSWと虐待ケースの共有がしやすくなり、学校現場でできる家庭への支援について連携がスムーズに

## 分科会①「市町村機能強化の課題と展望」

### 児童福祉法等の一部を改正する法律

#### ▶ 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、**子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化**を行う。

#### ▶ 改正の概要・・・**枚方市から願望にあげたい点は・・・**

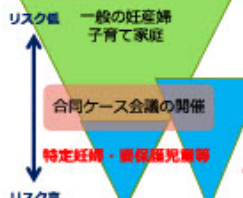
##### 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充

①市市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う**こども家庭センター**の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機能の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への**支援計画（サポートプラン）**を作成する。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市市区町村が必要に応じ**利用動員・措置**を実施する。

### こども家庭センターにおける一体的支援（連携・協力）

#### 保健師等と子ども家庭支援員等の連携・協力のイメージ



■不安■  
既に要保護・要支援児童、特定妊婦への支援で膨大な件数を抱えている。これ以上関わるケースの母数が多くなってしまうと高リスクケースについて支援や進行管理が手薄になってしまわないか・・・

### こども家庭センターの組織体制について

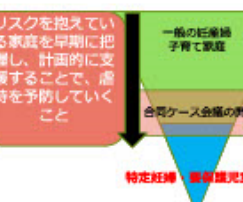
- ▶ 共通の管理職や統括支援員のもと、各専門職が共同して業務を遂行する
- ▶ 同一の場所で実施することが望ましい
- ▶ 統括支援員（母子保健と児童福祉双方について十分な知識をもつ者）を中心として、子ども家庭支援員等や保健師等の各専門職が一体的に支援を行う体制を構築すること

#### ■枚方市の現状と予定■

- ▶ 子ども家庭総合支援拠点施設（子ども未来部子どもの育ち見守り室）と子育て世代包括支援センター（健康福祉部母子保健課）は現在別の場所
- ▶ 駅前開発によりR6年度夏頃より商業施設の同一フロアにそれぞれが移転予定であるため、こども家庭センターは同一施設内での開設が可能となっている
- ▶ 人員体制や組織編成については検討中⇒**人員配置の基盤が厳しい！**

### こども家庭センターにおける一体的支援（連携・協力）

#### 保健師等と子ども家庭支援員等の連携・協力のイメージ



介入的支援を行った家庭の虐待リスクが軽減されてきた際に、母子保健や地域資源・支援サービスとの繋がりの中で、支援のバトンを渡していくこと

様々な支援の提供を共に検討する！  
そのためには支援策の充実が必要！

### こども家庭センターにおける一体的支援（連携・協力）

#### 想定される効果 切れ目のない支援

子どもが生まれた頃の不安やその後の苦労など分かってもらった上で継続的に支援が受けられて安心・・・

#### 想定しておくべき留意事項 一体化による弊がりにくさ

健診で遅れを指摘されたけれど受け入れがたい、別の機関に相談したいのに・・・

通告があったと訪問された！同じ部署の保健師とももう話したくない！

### 市市区町村における子育て家庭への支援の充実（新設）

#### 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 枚方市での取り組み  
育児支援家事援助事業
  - ・0歳～3歳の要保護児童のいる家庭に利用動員
  - ・家事援助（調理や後片付け、洗濯掃除、買い出し等）及び育児援助（授乳、おむつ交換、沐浴補助）などを実施
  - ・利用料無料、1回2時間まで
  - ・利用回数10回（延長検討可）
  - ・市内のヘルパー事業所に委託
- 枚方市での取り組み  
今後さらには...
  - ・ヤングケアラーのいる家庭への家事支援事業を実施予定
  - ・現在事業所選定や具体的実施方法について検討中
- 枚方市の課題■
  - ・児童の登園、登校に関する送迎支援が有料サポート（子育てサポート等）しかない

### こども家庭センターにおける一体的支援（連携・協力）

#### サポートプラン（SP）について

- 対象者■  
要保護児童、要支援児童、特定妊婦
- SPの作成に当たってはできる限り**妊産婦や子どもの意見を踏まえる**とともに、作成したSPは**原則として本人に交付する**

拒否的なケースも多い。例えば場所が不明確で接触困難な特定妊婦や、虐待に関する指導が入らない拒否的な保護者などのように協力でSPを作成したり交付するのだろうか・・・？

### 市市区町村における子育て家庭への支援の充実（新設）

#### 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 枚方市での取り組み
  - クッキング教室（年2回）主にネグレクト家庭の児童対象
  - ・チラシをもって家庭訪問
  - ・子どもの食への関心などがアップ
  - ・家庭状況の把握
  - 学びの小部屋“きみいろ”（年2回）要保護・要支援児童対象
  - ・新学級のスムーズな登校につなげる
  - ・少人数で学習への達成感
  - ・学びたい気持ちの向上
- 枚方市での取り組み  
他には...
  - ・子ども食堂を市内18箇所で開催（子ども青少年政策課所管）
  - ・R5年度より留守家庭児童会に加え新たに“放課後オープンスクエア事業”実施（放課後子ども課所管）
- 枚方市の課題■
  - ・居場所としての機能は果たしていない
  - ・オープンスクエア事業との連携

## 分科会①「市町村機能強化の課題と展望」

### 市区町村における子育て家庭への支援の充実（新設）

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）



枚方市での取り組み  
トリプルプログラム（前向き子育てプログラム）

- ・10人前後の親グループによるグループワークセッション（5回）と電話セッション（3回）
- ・認知行動療法をベースとした子育てスキルを学ぶプログラム
- ・年齢別プログラム実施、休日・父親向け講座の開催
- ・要保護児童の保護者に参加勧奨

■ 枚方市の課題 ■

- ・家庭児童相談員が通常の相談業務を行いながらの事業実施であるため開催回数を増やすことが困難

### 市区町村における子育て家庭への支援の充実（拡充）

子育て短期支援事業・一時預かり事業



枚方市の特徴  
ファミリーポートひらかた

- ▶ 児童養護施設のサテライト
- ▶ 枚方市の子どもたちの施設
- ▶ 幼稚園の跡地利用
- ▶ 継続的な利用による要保護児童の居場所
- ▶ 家庭に新しい生活習慣を取り入れる
- ▶ 要保護児童に対して、緊急避難的・短期保護の場として利用することで、地域での生活を継続可能に。



枚方市の取り組み

- ・一時預かり13園実施
- ・ショートステイは他に市外9施設と委託契約（うち母子生活支援施設2か所）
- ・協力家庭によるショートステイ実施



■ 枚方市の課題 ■

- ショートステイ利用希望が多く調整が難航⇒委託先・協力家庭登録を増やす方向で進めている

### 市区町村における利用勧奨・措置について

措置の効果が見えない ～市町村はあくまで支援ベース～

- ・今までもサービスの利用について積極的な勧奨を実施

- ・市が措置を行っても、拒否されると実際に実施することは困難

- ・勧奨で利用せず、措置で利用するケースは考えにくい

児童相談所側から「一時保護後には市がサービス利用措置をしてから」などと条件付けに使われないか？それにより緊急対応が遅れないか？



効果的な場面を想定するとしたら？

- 一時保護や施設入所からの家庭引き取りの際に、児童相談所が主導で保護者と約束するような場面で、市町村への指導委託と同時に市でのサービス利用措置というのなら効果的？

### 地域の切れ目ない支援体制づくりとは

- ▶ 子どもと家族を継続的に支援する
- ▶ 子どもと家族を地域につなげる、地域で支える
- ▶ 気にかけること、声を掛けること、確こうとする気持ちで
- ▶ 地域のネットワーク支援の力を数層的に
- ▶ ネットワークを支援する力・互いに支え合う心

一人ひとりの子どもが笑顔で健やかに  
成長できるまちを目指して







分科会①「市町村機能強化の課題と展望」

第5回FLECフォーラム 分科会I  
「市町村機能強化の課題と展望」

**論点に基づく意見交換**

コーディネーター  
淑徳大学短期大学部  
佐藤 まゆみ

**3. 地域包括的・継続的支援のための援助方法**

→市町村を中心としつつ、ゆるやかなつながりの中で包まれているという安心な状態をどのように作れるか？

- ・ 利用動機と措置の仕組みが在宅支援に導入されるが、「切る」と「包む」支援の対比ではなく、市町村で「包まれている」と感じられる支援にできないか。そのためにはどのような援助方法が必要か？
- ・ フォーマルな資源との間わりを通じて、「いつもの、なじみのある、居心地のいい、ゆるやかなつながり」ができるように関係をつくり、ともにある状態のなかで必要な時に必要な分、支えられていくことが必要ではないか。そのとき、サポートプランをどのように活用できるか？
- ・ 必要なことを伝え合える関係性は、協働性がある状態(他者とともに一緒に取り組める)の土台になる。パートナーシップに基づく関係の構築が必要になる。人材育成や研修制度の在り方も考える必要があるか

**パネリストのみなさんと考えてみたい論点**

**1. 地域包括的・継続的支援のベースに必要となる理念**

→包括的支援とするために、どのような子ども観(対象観)、援助観が必要か？

**2. 地域包括的・継続的支援のための制度**

→子ども家庭センターが果たすべき機能、要対協をどのように活用したら地域包括的・継続的支援ができるか？そのためにできる工夫、必要な条件は何か？

**3. 地域包括的・継続的支援のための援助方法**

→市町村を中心としつつ、普段の日常生活の中に自然に支援が駆け込んでともにあり、ゆるやかなつながりの中で包まれている(何かあれば一緒に必要なことを考えてくれる人がいる)という安心な状態を作るには、どのような方法が必要か？

**4. 今後の子ども家庭福祉の方向に対する視点、提言として**

→地域包括的・継続的で切れ目のない体制をつくるための方策について、どのように考えるか

**1. 地域包括的・継続的支援のベースに必要となる理念**

→地域包括的・継続的支援にするためには、個々の専門性や専門分野の理論や役割を超えた対人援助に共通の考え方を共有する必要があるのではないか

- ・ 市町村ではネットワークを活用しつつ、多様で変化しうる子どもと家庭の生活の状態を丁寧にアセスメントし、ニーズに応じた支援を届けるための協働が求められている。その際、専門分野や専門性による切れ目ができる可能性があることを考慮する
- ・ 子ども家庭福祉分野においては、子どもの育ちや子育てに社会全体が関わる(社会的養育)ことを可能にするための対象観や援助観が必要になるのではないか。どのような考え方が共有できるのか？

**まとめにかえて：市町村機能強化の課題と展望**

- ・ 在宅家庭支援のための方策が多く整備されることへの期待と、その資源を活用し、すべての妊産婦と子育て世帯、子どもを対象として一体的な相談支援を行う子ども家庭センターの今後のあり方と展開を注視する
- ・ 子どもを中心に据え、その子どもにとって最も良い状態、環境であるように、子どもの気持ちや希望、願いを聞き、共に考え、調整する仕組みへ
- ・ 利用動機や在宅措置も、子どもの立場やニーズを中心に考えるための方法として、時には積極的に活用する必要がある。また、一時保護や措置解除となり、見相から市町村へ主担当が移るときにも、見相の判断による指導委託と組み合わせ実施し、支援の切れ目をなくすことで急激な変化を伴わず、子どもとその保護者のペースに合わせてそっとソフトランディングできるようにすること
- ・ 安心して在宅生活を継続できるよう、寄り添い、共に在るために、新たな仕組みと資源をどのように位置づけ、確認し、包括的に実践できるかを考え続ける必要性

**2. 地域包括的・継続的支援のための制度**

→子ども家庭センターが果たすべき機能、要対協をどのように活用したら地域包括的・継続的支援ができるか？そのためにできる工夫、必要な条件は何か

- ・ 「支援の切れ目がどこにできるのか」を関係者が意識することが重要
- ・ 市町村においては、少なくとも年齢による切れ目、専門分野・専門性間の切れ目、組織による切れ目、相談種別による切れ目があり、そこに子ども家庭福祉分野の実施主体による切れ目(都道府県と市町村間)、役割「分担」による関心の切れ目などが生じる
- ・ 子どものニーズを中心に、その支援の全体を家庭や地域、居場所等あらゆる環境の調整を行い、マネジメント、スーパービジョンするソーシャルワーク機能は子ども家庭センターの核となっていく必要があるが…

**分科会I「市町村機能強化の課題と展望」**

最後までご清聴いただき、どうもありがとうございました

## 分科会②「特別養子縁組の在り方 ～特に学童期前半の子ども達について～」

### 分科会②

#### 「特別養子縁組の在り方 ～特に学童期前半の子ども達について～」

#### パネリスト：

早川 悟司（社会福祉法人子供の家、児童養護施設子供の家 施設長）

白田 有香里（東京都児童相談センター相談援助課第2担当 児童福祉課長代理、  
一般社団法人 COCO PORTA 代表理事）

西郷 民紗（HITOTOWA、早稲田大学社会的養育研究所 客員次席研究員）

藤林 武史（西日本こども研修センターあかしセンター長、  
早稲田大学社会的養育研究所 招聘研究員）

#### コーディネーター：

ロング 朋子（一般社団法人ベアホープ代表理事）



分科会②「特別養子縁組の在り方  
～特に学童期前半の子ども達について～」

第5回FLECフォーラム分科会2  
特別養子縁組の在り方

2023. 3. 12

社会的養護のニーズと特別養子縁組



TSUBOH



KODOMOONIE

児童養護施設 子供の家

そだちのシェアレーションつぼみ

早川 悟司

I 社会的養護の背景  
① 増える「虐待相談件数」

年度	通告件数	前年度比
1998	6,932	29.5%増
2000	17,725	52.4%増
2015	103,260	16.1%増
2021	207,659	1.3%増

- ・児童の虐待の防止等に関する法律(2000年施行)を契機
- ・三桁化(189)による一層の増加

2021年度速報値

	身体	性	ネグレクト	心理	総数
人数	49,238	2,247	31,452	124,722	207,659
構成率	23.70%	1.10%	15.10%	60.10%	100.00%

I 社会的養護の背景  
② 家庭の状況(厚労省2018年2月)

	総数	実父母有	実父のみ	実母のみ	実父・実母	養父のみ	養母のみ	養父・養母	養父のみ	養母のみ	不詳
児童養護	25,223	6,636	2,777	12,227	606	2,624	54	89	75	135	
乳児院	2,959	1,561	79	1,240	—	75	3	—	—	1	
児童	4,222	651	398	2,651	59	228	4	18	5	8	
自立支援	1,348	325	132	656	38	178	4	6	7	2	
心理治療	1,268	276	109	601	41	219	6	9	7	—	
ファミリーホーム	704	180	68	357	18	75	3	—	2	1	
自立援助ホーム	565	130	70	230	26	105	1	2	—	1	

I 社会的養護の背景

③ 入所・委託児童等が受けた虐待(厚労省2018年2月)

	総数	虐待あり	虐待経験の種類(複数回答)					虐待なし	不明
			身体	性	ネグレクト	心理	虐待なし		
児童養護	27,026	17,716	7,274	796	11,169	4,753	8,123	1,069	
児童	100.0%	59.5%	41.1%	4.5%	63.0%	26.8%	30.1%	4.0%	
児童	5,382	2,069	829	62	1,361	300	3,028	265	
児童	100.0%	38.4%	30.4%	3.0%	65.8%	18.8%	56.3%	4.9%	
乳児院	3,023	1,235	357	2	816	202	1,751	32	
乳児院	100.0%	40.9%	28.9%	0.2%	66.1%	16.4%	57.9%	1.1%	
自立支援	1,488	934	604	55	465	330	436	72	
自立支援	100.0%	64.5%	64.7%	5.9%	49.8%	35.3%	30.1%	5.0%	
心理治療	1,367	1,068	714	96	516	505	249	46	
心理治療	100.0%	78.1%	66.9%	9.0%	48.3%	47.3%	18.2%	3.4%	
ファミリーホーム	1,513	802	365	60	500	289	576	123	
ファミリーホーム	100.0%	53.0%	45.5%	7.5%	62.3%	36.0%	38.1%	8.1%	
自立援助ホーム	616	441	238	48	241	243	125	48	
自立援助ホーム	100.0%	53.0%	71.6%	10.9%	54.6%	55.1%	20.3%	7.8%	

I 社会的養護の背景

④ 女性の貧困

- ・離婚による母子家庭  
養育費支払24.3%(平均43,707円) 8割就業  
平均年収200万円(非正規133万円)  
生活保護受給率1割(父子家庭も同様)  
⇒ cf.生活保護補足率:2割 利用率:1.6%  
貧困率58%(有業ひとり親) (OECD 30国中最低)
- ・児童扶養手当  
厳しい所得制限(養育費8割換算)  
基準額:月43,070円  
増額分:第二子10,170円  
第三子以降1人につき6,100円

I 社会的養護の背景

⑤ 児童扶養手当(月額)

年収/子供の数	1人	2人	3人
87万円	43,070円 (全額)	53,240円 (全額)	59,340円 (全額)
125万円	34,320円	53,240円 (全額)	59,340円 (全額)
163万円	25,570円	43,130円	59,340円 (全額)
201万円	16,830円	33,040円	48,410円
222万円	12,000円	27,460円	42,400円
239万円	0円	22,950円	37,510円
260万円	0円	17,370円	31,490円
298万円	0円	0円	20,590円

出典:「シングルマザーのリアルなブログ。」

I 社会的養護の背景

⑥ 「児童虐待」の捉え直し

- ・家庭で何らかの虐待を受けたとされる児童が大半
- ・保護者の状況は、「単親」「低学歴」「低所得」に加え「社会的孤立」が特徴  
⇒ 必要なのは親への非難でなく、  
分離前からの肯定的注目と支援！！  
⇒ 「児童虐待」は親や特定の個人の問題ではなく、  
社会の問題  
⇒ 三つの柱(家庭・学校・地域)の尊重

II 国連「児童の代替的養護に関する指針」

① 家族への支援

3. 家族は社会の基本的集団であると同時に、児童の成長、福祉及び保護にとって自然な環境であるため、第一に、児童が両親(又は場合に応じてその他の近親者)の養護下で生活できるようにし、またはかかる養護下に戻れるようにすることを目指して活動すべきである。  
国は、家族がその養護機能に対する様々な形態の支援を受けられるよう保障すべきである。



分科会②「特別養子縁組の在り方  
～特に学童期前半の子ども達について～」

II 国連「児童の代替的養護に関する指針」  
② 地域生活の継続

11. 代替的養護に関する全ての決定は、家族との接触及び家族への復帰の可能性を促進し、児童の教育、文化及び社会生活の断絶を最小限にとどめるため、原則として児童の通常の居住地のできるだけ近くで養護を行うのが望ましいという点を、十分に考慮すべきである。

II 国連「児童の代替的養護に関する指針」  
③ 経済的理由のみによる分離の禁止

15. 金銭面及び物質面での貧困、又は直接的にも間接的にもかかる貧困によってのみ生じた状態が、児童を親の養護から離脱させ、児童を代替的養護下に置き、または児童の家族への復帰を妨げる唯一の正当化事由であるべきではなく、かかる貧困または状態は家族に対する適切な支援提供の必要性を示すシグナルとみなされるべきである。

II 国連「児童の代替的養護に関する指針」  
④ 非公式な養護下の児童の福祉

18. 大半の国々では親の養護下でない児童の大多数は親族又はその他の者による非公式の養護を受けているという認識に立ち、各国は、文化・経済・性別・信仰における相違と、児童の権利及び最善の利益に反しない慣行を十分に尊重した上で、かかる非公式な養護下に置かれた児童の福祉及び保護を保障するための適切な手段を、本指針に従って案出するよう努めるべきである。

II 国連「児童の代替的養護に関する指針」  
⑤ 家庭復帰の妨げの禁止

166. 児童とその家族との関係の有効性及び再び一つになりたいという児童とその家族の希望の確認は、各々の児童につき検証しなければならない。  
あらゆる追跡の努力が失敗に終わるまで、養子縁組、氏名の変更または考え得る家族の所在地から遠く離れた土地への移動を含めて、最終的な家族への復帰を妨げるような行為を行うべきではない。

III 社会的養護の動向  
① 2017年 児童福祉法改正等

- 改正児童福祉法と付帯事項  
「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」(第1条)  
「保護者を支援」「家庭同様の養育環境」「良好な家庭的環境」(第3条の2)  
2歳までの支援継続(社会的養護自立支援事業)  
中核市・特別区の児童相談所設置  
保護への司法関与
- 「新しい社会的養育ビジョン」2017.8.2  
新たな社会的養育の在り方に関する検討会

III 社会的養護の動向  
② 「新ビジョン」における数値目標

- 就学前の子どもは原則として施設への新規措置入所を停止
- 里親委託率75%以上:3歳未満 概ね5年以内  
就学前 概ね7年以内
- 里親委託率50%以上:学童期以降は概ね10年以内を目標
- 施設滞在期間:原則乳幼児は数か月以内  
学童期以降は1年以内  
特別なケアが必要な学童期以降 3年以内
- 特別養子縁組:概ね5年以内 年間500⇒1000人以上
- 「永続的解決」(permanent solutions)という誤謬
- 日本における「特別養子縁組」「養子縁組」「親権」
- 子どもの最善の利益とは

III 社会的養護の動向  
③ 2024年施行 改正児童福祉法

- <現行・「社会的養護自立支援事業」>  
居住費支援等(20歳の措置解除後22歳年度末まで)  
⇒実施施設が極めて少なく格差が拡大  
⇒法改正に合わせて2023年に拡充  
退所後支援の拠点(生活・就労相談等)  
⇒都道府県毎で対応が区々
- <改正法第6条の3>  
(1)「児童自立生活援助事業」  
20歳を超えた入所支援継続が法律明記、義務的経費に。あわせて「22歳年度末」の年限が撤廃。  
支援の再開あるいは新規の開始が大きな課題

III 社会的養護の動向  
③ 2024年施行 改正児童福祉法

- <改正法第6条の3>  
(3)「子育て短期支援事業」当該保護者への支援が追加
- (15)「親子再統合支援事業」(新設)
- (16)「社会的養護自立支援拠点事業」(新設)  
⇒退所後支援の拠点。根拠法に明示されたのは前進だが、義務的経費には至っていない。  
「措置解除者又はこれに類するもの」を対象
- (17)「意見表明等支援事業」(新設・関連第33条の3の3)  
⇒18歳成人を踏まえ、より有効に活用されることを期待。  
施設や児童相談所が児童等を飾りかけるのではなく、児童等をサービス利用の主体者に

分科会②「特別養子縁組の在り方  
～特に学童期前半の子ども達について～」

Ⅲ 社会的養護の動向

③ 2024年施行 改正児童福祉法

<改正法案第6条の3>

- (18)「妊産婦等生活援助事業」(新設)
- (19)「子育て世帯訪問支援事業」(新設)
- (20)「児童育成支援拠点事業」(新設)
- (21)「親子関係形成支援事業」(新設)

<改正法案第7条の3>

- (1) 児童家庭支援センターに加え「里親支援センター」  
※現行・里親養育包括支援(フォスターリング)機関

<改正法案第10条の2>

- (1)「子ども家庭センター」(追加)

Ⅳ 児童等の主体性の確保と最善の利益

①「意見表明」から「意思決定」へ

◇子どもアドボカシー

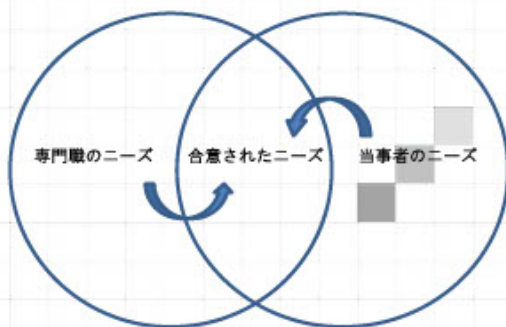
- 「意見表明権」(国連・児童の権利に関する条約 第12条)
- 「意見表明等支援事業」(改正児童福祉法第6条3の17)
- ⇒意見表明支援員(アドボケイト)による代弁

◇意思決定支援(障害福祉サービス等)におけるプロセス

- ⇒意思形成支援 ⇒意思表明支援 ⇒意思実現支援

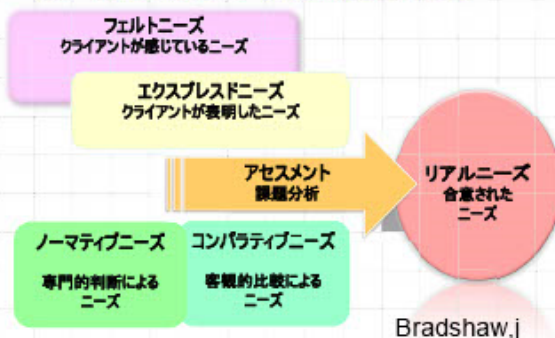
Ⅳ 児童等の主体性の確保と最善の利益

② 当事者のニーズと専門職のニーズ



Ⅳ 児童等の主体性の確保と最善の利益

③「合意されたニーズ」を紡ぎ出すには



## 分科会②「特別養子縁組の在り方 ～特に学童期前半の子ども達について～」



### ① パーマネンシーケアに関する認識

【子どもの代替養育に関するガイドライン】

子どもが生みの親の元に戻ることが出来ない場合は、生物学上の親戚または非常に近い関係性の個人、または養子縁組などの「恒久的」な家族が望ましく、里親による保護や施設による保護は、それが見つかるとの「代替的」な養育、つまり一時的なものという位置づけです。子どもが大人になっても関係性を継続しうる家庭を得ることが目標となっており、これを「パーマネンシーケア」といいます。

日本財団ホームページより

### 自己紹介

民間企業の会社員、千葉県児童自立支援施設臨時職員を経て、福祉職として東京都に入りました。

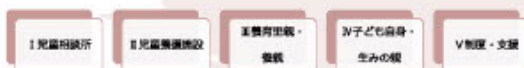
- 1997年 都立児童養護施設配属
- 2006年 東京都品川児童相談所に異動（事務職に転職）
- 2011年 養育里親申請（2013年受託）
- 2013年 東京都児童相談センターに異動
- 2018年 東京都江東児童相談所勤務（江戸川区担当）
- 2020年 江戸川区児童相談所開設に伴いSVとして派遣
- 2022年 一般社団法人 COCO PORTAを設立
- 同年 東京都児童相談センターに異動



### ① パーマネンシーケアに関する認識

- ・虐待対応の現場では、必ずしも実親や親類のもとで生活することが望ましいとは言えない（ex. 家庭復帰後の虐待再発）
- ・子どもにとってのパーマネンシーとは何か  
⇒『児童養護施設入所児童の家庭復帰進行管理』で年に2回、実親との交流状況や家庭復帰の時期やタイミングをアセスメントをする。そこで家庭復帰が望めないケースについては積極的に養育家庭（養育里親）、特別養子縁組里親への委託を検討

児童福祉の現場から見た課題をそれぞれの角度から考える



### ② 児童福祉司自身の持つ「家族観」

- ・交流も途切れがちであり、実親の生活状況が改善していないにも関わらず方針が変更されない。  
ex. 「（母は）本見に対して思いはある。」というフレーズ
- ・母性神話・血縁重視。  
ex. 「街で赤ちゃんを見たら可愛いと思うでしょう？」  
「実の親と一緒に暮らすのが一番幸せだと思います！」  
↓  
支援者の持つ「家族観」がケースワークに大きく影響するため、個人的自己覚知→専門職自己覚知が重要である。



### I 児童相談所の課題

- ① パーマネンシーケアに関する認識
- ② 児童福祉司自身の持つ「家族観」
- ③ 中長期的な視点の不足
- ④ 説明責任/説明能力
- ⑤ 児童養護施設との連携
- ⑥ 民間あっせん団体との連携

### ③ 中長期的な視点の不足

- その理由は・・・
- ・児童福祉司経験年数3年未満が全体の60%
  - ・児童福祉司業務の分業化
  - ・担当ケース数の多さ
  - ・SV不足
  - ・転勤サイクル
  - ・病欠、退職→勤続年数の短さ



## 分科会②「特別養子縁組の在り方 ～特に学童期前半の子ども達について～」

### ④説明責任／説明能力

児童福祉社が担当し権限を持つ事例の状況や、より詳細な内容を相談者や関係機関に説明すること（説明責任）

実親、子ども、関係機関（養親、里親含む）に理解してもらえるよう説明すること（説明能力）

正しい知識、選択肢を伝えることで、当事者が意見形成・意見表明出来るようになる

### Ⅲ養育里親・養親の課題



### ⑤児童養護施設との連携

情報共有

児童票のアップデート

自立支援計画の策定

アドボケイト

### Ⅳ子ども自身・生みの親の課題

正しい知識

多角的に見た選択肢

自己肯定感

自己決定

### ⑥民間あっせん団体との連携

- ・同じケースと一緒に関わる場合  
ex. 病院から虐待通告があったケースの実母が、民間あっせん団体に相談をしていた
- ・児童相談所では養親を見つけることが出来なかった場合  
ex. 国籍、障害の有無
- ・民間あっせん団体の持つノウハウを教えて欲しい場合  
ex. マッチング、真実告知、生みの親と養親の関係、審判確定後の支援

### Ⅴ制度・支援

- 全ての民間あっせん団体が学童期の児童に対応するには？
- 児童相談所からわかる「ダブル課題」の具体的な対応
- 養子縁組成立後の支援（経済的支援含む）
- 実名色紙、ライフストーリーワークなど子どもの「知る権利」「ルーツ探し」の保障 ※ 「知らない権利」をどう考えるか？



### Ⅱ 児童養護施設の課題

- ・里親（養育里親、特別養子縁組里親）に対するイメージ
- ・児童相談所との連携
- ・勤務体制
- ・勤続年数



# 分科会②「特別養子縁組の在り方 ～特に学童期前半の子ども達について～」

第5回FLECフォーラム 分科会②  
特別養子縁組の在り方  
～特に学童期前半の子ども達について～

## 学童期前半の子どもたちの支援を考える

～養子縁組に関する調査研究結果から～

西野 民夢

HITOTOWA  
早稲田大学社会的養育研究所

### 略歴

- 2007年 福祉学部卒業後、民間企業へ就職
- 2012年 育休取得後、仕事復帰・大学院入学
- 2014年 大学院卒業後、企業を退職し、公益財団法人にてプログラムオフィサー・助成事業 / 政策提言 / 社会的養育や特別養子縁組に関する調査研究
- 現在 HITOTOWA Inc. / 早稲田大学社会的養育研究所客員次席研究員 (社会福祉士・日本評論学会認定評論士)
  - ・2019年度「養子縁組あっせんにおける民間あっせん機関と児童相談所との連携や情報共有のあり方に関する調査研究」実施 (厚生労働省補助事業)
  - ・2020年度「特別養子縁組制度の改正を踏まえた年齢要件の緩和及び手続の改正に係る事例に対する支援のあり方に関する調査研究」実施 (厚生労働省補助事業)
  - ・2021年度「特別養子成立後の支援のあり方に関する調査研究」実施 (厚生労働省補助事業)
  - ・2022年度「特別養子届出のための相談支援に関する調査研究」実施 (厚生労働省補助事業)

### 今日お話しすること

- 調査概要
- 特別養子縁組成立件数の概況 (児相・民間)
- 改正法施行直後6ヶ月間の申立の傾向
- 改正法施行1年経過後の申立の傾向
- 6歳以上のケースの傾向
- 学童期前半の子ども支援のポイント
- 実家庭との連絡・交流について
- 当事者の支援ニーズ (養親・養子)
- 海外の研究から

### 1. 調査概要

**2020年度  
文書調査調査**

**実施時期** 2020年10～11月

**調査対象** 児相・民間あっせん機関(他)

**調査方法** 郵送調査

**回答率** 児相94.1% (189件/200部)  
民間95.0% (19件/ 20部)

改正法施行直後の2020年4月～9月までの半年間について調査

**2022年度  
支援機関調査**

**実施時期** 2022年9～10月

**調査対象** 児相・民間あっせん機関(他)

**調査方法** 電子ファイルの配布・回収

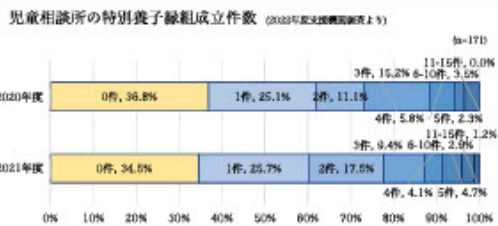
**回答率** 児相74.7% (171件/229部)  
民間69.8% (16件/ 23部)

改正法施行から1年経過後の2021年4月～2022年3月基までについて調査

※児相は、HITOTOWA (2021)「特別養子縁組制度の改正を踏まえた年齢要件の緩和及び手続の改正に係る事例に対する支援のあり方に関する調査研究(他)」を参照。  
※民間は、HITOTOWA (2022)「特別養子縁組制度の改正を踏まえた年齢要件の緩和及び手続の改正に係る事例に対する支援のあり方に関する調査研究(他)」を参照。  
※同じ期をのり、記事は別ページを参照。

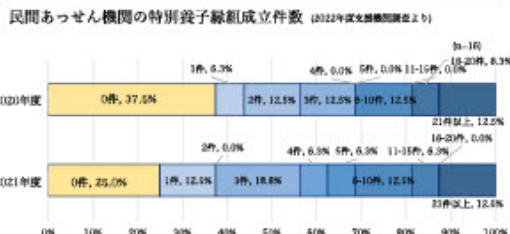
それぞれの調査で一部の機関にインタビュー調査も実施

### 2. 特別養子縁組成立件数の概況 (児相)



児相では年間の成立件数0件が約3～4割、0-1件までが約6割を占める  
平均値は2件に満たない (2021年度: 最小値0、最大値15)

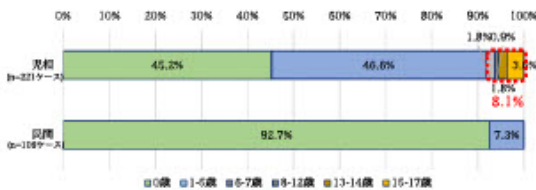
### 3. 特別養子縁組成立件数の概況 (民間)



民間も成立件数0件は一定数あるが、21件以上も複数あり機関による差が大きい  
平均値は9件程度 (2021年度: 最小値0、最大値46)

### 4. 改正法施行直後6ヶ月間の申立の傾向

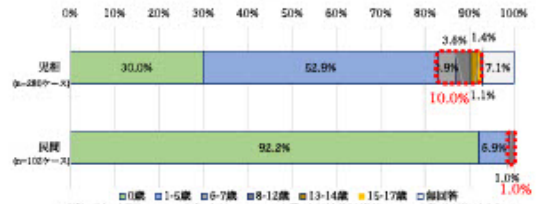
2020年4月～9月の特別養子縁組申立ケースにおける申立時の子どもの年齢 (2020年度文書調査調査結果より)



「6歳以上」の申立は児相のケースは18件 (8.1%)、民間は0件。  
6歳以上のケースのうち、子どもが13～17歳が半数以上。

### 5. 改正法施行1年経過後の申立の傾向

2021年4月～2022年3月の特別養子縁組申立ケースにおける申立時の子どもの年齢 (2022年度文書調査調査結果より)



「6歳以上」の申立は児相のケースは28件 (10.0%)、民間は1件。  
6歳以上のケースのうち、子どもが6～12歳の割合が増加。

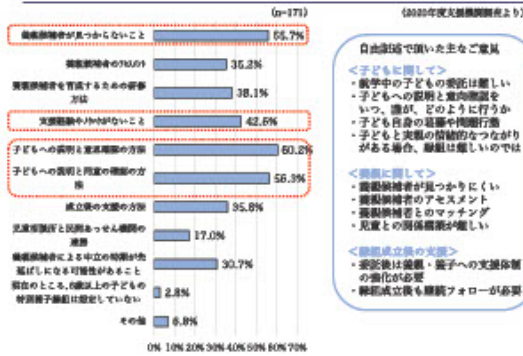
## 分科会②「特別養子縁組の在り方 ～特に学童期前半の子ども達について～」

### 6. 子どもが6歳以上のケースの傾向

- ▶ 改正法施行直後の6歳以上のケース (2022年調査) では、多くが養子縁組を検討する以前から養親候補者に養育されていたと回答しており、**年齢要件が阻壁となっていた風潮が顕著なケースで中立てが進んだ**と考えられる。
- ▶ 改正法施行から1年経過後の6歳以上のケース (2023年調査) では、養親候補者への**委託時点で6歳以上だったケースもあり、施設・里親家庭・実家庭から、養子縁組を目的として新たに委託されている子どもが複数いた。**
- ▶ 児童相談所では、現時点で1割程度が6歳以上のケースだと推察され、**援助方針の見直しや実家庭・風潮等からの相属による学童期の子どもの縁組が各児童相談所において今後出てくることが考えられる。**民間あっせん機関においても、同様の相属が入る可能性がある。

では、学童期前半の子どもへの支援において、何が課題か？

### 7. 6歳以上の子どもの養子縁組における課題（見相）



### 8. 学童期前半の子どもの養子縁組のポイント

学童期の子どもの委託経験を有する機関への調査から (2022年度大規模調査より)

- 子どもについて**
  - ・家庭内虐待や実親の養育が困難と判断後、支援方針を特別養子縁組に切り替える
  - ・委託前から委託後も合わせて、子どもの生き立ちの整理を行うこと
  - ・子どものペースに合わせて、養親候補者との関係づくりを進めること
  - ・子どもは様々な葛藤や悲しみを抱えているため、各プロセスで子どもへの丁寧な説明と適向の確保をすること
- 養親について**
  - ・養親候補者は、乳幼児を想定していたと思われるが、委託について打診
  - ・養親候補者には、子どもの予想される行動とそれに対する理解、求められる対応など、中途養育の難しさを事前に伝えること
  - ・マッチング中から地域も含めたオープンな支援体制を整えること
- 委託後の支援**
  - ・成立後も必要に応じて、継続的に支援を行う姿勢
  - ・子どもの利益のために必要だと考えられる場合は、実家庭（きょうだい・祖父母等）等との連絡・交流支援を検討すること

### 9. 実家庭との連絡・交流について

縁組成立後における、養子と養子の実家庭（きょうだい、祖父母等）との連絡・交流に関する継続支援の実施状況 (2022年度大規模調査より) ※回答数: 113 (見相) 15 (民間)



見相と民間では、支援するケースの違いを考慮する必要があるが、「行っている+ケースによって行っている」と回答したのは、見相で23.3%、民間で80.0%。民間は「今後必要に応じて検討したい」が44.8%、「今後行う予定はない」が31.9%と、ばらつきも大きい。

養子縁組の当事者は、どう考えているか？

### 10. 当事者の支援ニーズ：18才以上の養子がいる養親 (※見相)

	養子前	小学生	中学生	高校中等学年以上	18歳以上
実親や祖父母に関する情報	47.9	49.1	46.4	46.4	46.7
自分やパートナーに関すること	38.9	48.9	46.4	46.9	46.7
近い将来の希望	38.1	38.3	42.9	46.1	46.4
他の養育者や養子縁組経験者の交流	36.9	37.4	42.9	46.9	46.1
養子縁組との交流	36.9	37.1	38.9	46.9	46.4
養子縁組との関係に関すること	46.4	46.4	38.9	46.1	46.4
養子縁組の形成や縁組に関すること	42.9	38.9	42.9	46.9	46.4
養子縁組の形成（家庭内虐待）に関すること	36.1	38.6	37.9	46.9	46.4
養子縁組の形成に関すること	37.9	38.9	42.9	46.9	46.7
養子縁組の形成に関すること	36.9	38.9	37.1	46.1	46.7
養子縁組の形成に関すること	46.4	46.9	38.1	46.9	46.7
養子縁組の形成に関すること	36.9	38.7	37.1	46.9	46.7

注：養子は、子が養子になる年代で実家庭との交流（手紙・メール等の連絡含む）のニーズが高い傾向

### 11. 当事者の支援ニーズ：18歳以上の養子 (※見相)

	養子前	小学生	中学生	高校中等学年以上	18歳以上
実親や祖父母に関する情報	47.9	49.1	46.4	46.4	46.7
自分やパートナーに関すること	38.9	48.9	46.4	46.9	46.7
近い将来の希望	38.1	38.3	42.9	46.1	46.4
他の養育者や養子縁組経験者の交流	36.9	37.4	42.9	46.9	46.1
養子縁組との交流	36.9	37.1	38.9	46.9	46.4
養子縁組との関係に関すること	46.4	46.4	38.9	46.1	46.4
養子縁組の形成や縁組に関すること	42.9	38.9	42.9	46.9	46.4
養子縁組の形成（家庭内虐待）に関すること	36.1	38.6	37.9	46.9	46.4
養子縁組の形成に関すること	37.9	38.9	42.9	46.9	46.7
養子縁組の形成に関すること	36.9	38.9	37.1	46.1	46.7
養子縁組の形成に関すること	46.4	46.9	38.1	46.9	46.7
養子縁組の形成に関すること	36.9	38.7	37.1	46.9	46.7

注：養子は、自身が高校生等の年代で実家庭との交流（手紙・メール等の連絡含む）のニーズが高い傾向

### 12. 最後に、海外の研究から

- ✓ 長期里親養育や養子縁組の子どもにとって、子どもの利益のための実家庭（きょうだい含む）との接触は、養育者と実家庭が協力的な関係である場合、子どもが喪失感を受け入れ、新しい家庭との養育形成に進む上で有効。ただし、虐待ケースは負の影響も研究結果として示されていること、度目の損を理想化するような接触は注意が必要とも言及されている (Boyle, 2017)。
  - ✓ 養子縁組時の子どもの年齢や措置回数、感情・行動上の問題は、縁組後の困難に関連している可能性が高いとされる (Goodwin & Madson, 2020)。実家庭での養育経験が長い場合は、民間に育ち多くの連絡先を保持している可能性が高い。
  - ✓ 一方、子どもの精神的健康や行動のアウトカムは養子関係や家族要因等が重要との研究結果もある (Duncan et al., 2021)。例えば、英国のコホート研究では、養子が養子縁組前に多くの逆境を経験していたが、養親の温かさが子どもの問題を緩和させることを明らかにし、養親と子どもの相互の関係性を強く支援の充実が重要としている (Anthony et al., 2019)。
- 日本においても、効果的な支援や困難要因などの実証的な研究の実施と実質の積み重ねにより、子どもたちへの支援が充実していくことが望まれる

### 参考文献

- ・ HITOTOWA (2021) 「特別養子縁組制度の改正を踏まえた年齢要件の緩和及び子縁組の改正に関する事例に対する支援のあり方に関する調査研究」 (2020年度厚生労働省委託事業)
- ・ HITOTOWA (2023年4月公開予定) 「特別養子縁組のための関係機関に関する調査研究」 (2022年度厚生労働省委託事業) 実家庭調査アンケート調査、文庫調査インタビュー調査、養子・養親アンケート調査
- ・ Anthony, B., Paine, A. L., Shelton, K. H. (2019) Anthony Adverse Childhood Experiences of Children Adopted from Care: The Importance of Adoptive Parental Warmth for Future Child Adjustment. International Journal of Environmental Research and Public Health 2019, 16.
- ・ Boyle, C. (2017) What is the impact of birth family contact on children in adoption and long-term foster care? A systematic review. Special Issue: Adoption and Post-Adoption, Volume 22.
- ・ Duncan, M., Woolgar, M., Kanaley, R., et al. (2021) Mental health and behavioral difficulties in adopted children: A systematic review of post-adoption risk and protective factors. Adoption & Postering, 45: 414-428.
- ・ Goodwin, B. & Madson, E. (2020) Factors associated with adoption breakdown following implementation of the Fostering Connections Act: A systematic review. Children and Youth Services Review, 119.

## 分科会②「特別養子縁組の在り方 ～特に学童期前半の子ども達について～」

ご静聴いただき、  
誠にありがとうございました。

本調査にご協力くださった皆様に  
心より御礼申し上げます。

\*2022年度報告書は完成次第、報告・公開予定です。

2020年度調査の報告書は、下記URLまたは  
QRコードからご覧いただけます。  
2022年度調査は、2023年4月頃に公開予定です。  
なお、図表・グラフの形式は発表用に一部加工しております。  
<https://hltcowa.jp/information/post-1127/>



## 分科会②「特別養子縁組の在り方 ～特に学童期前半の子ども達について～」

第5回FLECフォーラム  
分科会2 特別養子縁組の在り方～特に学童期前半の子ども達について～

### 上限年齢引き上げの背景を考える

藤林 武史  
西日本こども研修センターあかし  
早稲田大学社会的養育研究所招聘研究員

令和元年6月・民法改正

#### 1. 改正前

<p><b>養子縁組者の上限年齢</b></p> <p><b>原則</b> 特別養子縁組の成立の権利の申立ての時16歳未満であること。 <b>例外</b> の数に達する前から養親候補者が引き継ぎ養育 ⇒ 15歳未満まで可。</p> <p>原則において16歳未満の特別養子縁組は、原則15歳未満まで可であるが、 ① 養子縁組者のなかから養親候補者を選定した方が養育的に関与し得る場合、 ② 養子の健康がよくなること、または、必要時が緊急の場合に限り適用。</p> <p>【児童福祉の現場等からの指摘】 車長の児童について、特別養子制度を有することができない。</p>
--

#### 2. 改正後

<p><b>養子縁組者の上限年齢の引き上げ等</b></p> <p>① 養親申立時における上限年齢(新民法第817条の5第1項前段・第2項) 原則 特別養子縁組の成立の権利の申立ての時16歳未満であること。 例外 ①15歳に達する前から養親候補者が引き継ぎ養育 ⇒ 15歳以上でも可。 ②そのほかの事情により15歳未満でも可である。</p> <p>② 16歳以上の児童は原則として養親候補者になることができないこと(15歳未満に引き上げられたもの)。</p> <p>③ 養親申立時における上限年齢(新民法第817条の5第1項後段) 養親申立時に16歳に達している等は、年齢不問。</p> <p>④ 養子候補者の調査(新民法第817条の6第2項) 養子縁組者が養親時に15歳に達している場合は、その前の調査が必要。 (15歳未満の者についても、その調査を十分に考慮しなければならない。)</p>
--

### 上限年齢引き上げの審議において どのような議論がなされたのか

#### 特別養子制度の見直しに関する中間試案の補足説明 (平成30年10月)

「現行法において、特別養子縁組について養子となる者の上限年齢が現在のように規定されている趣旨は、以下のとおりであるとされている。

- 1 養親と養子との間に実親子間と同様の実質的親子関係の形成を期待することができるのは、養子となる者が幼少のときからその監護養育を始めた場合である。
- 2 養子となる者が6歳を超えている場合には、養子となる者の父母(以下「実親」という。)との関係が実質的なものとなっている可能性があり、また、就学して社会的分別も生じているので、養親子間に実質的親子関係を形成することが困難になるばかりでなく、実親子関係の断絶が相当でない場合も少なくない。

3 養子となる者の地位が早期に確定することが望ましい。

4 普通養子制度がある以上、対象者の年齢を制限しても弊害が少なく、特別養子制度は妥当性が明白である場合に限り利用されるのが相当である。

5 将来、特別養子制度が社会的に定着し、制度の理念が広く国民に理解されるようになれば、養子となる者の対象者を拡大することも十分に考えられる

「養子となる者の上限年齢を引き上げることは、直ちに特別養子制度の理念に反するわけではない。そのため、6歳以上の子ども特別養子縁組をすることを要する者がいるのであれば、養子となる者の上限年齢を引き上げることを検討すべきであると考えられる」

「乳児院、児童養護施設等に入所中の児童のうち、家庭復帰が困難な事情がある児童については、**永続的な家庭(養親家庭)を保障すべきであるとの指摘があり**、そのための方策の一つとして特別養子制度を活用すべきであるとの意見がある」「近時、例えば現に施設に入所中の6歳以上の子の中に特別養子縁組をすることを検討すべき者がいるとの指摘がされている」

特別養子制度の趣旨・目的について(略)本部会においては、以下の考え方が提示された。

- ア 「実親子間と同様の実質的親子関係」の形成
- イ 未成年者が縁組によって形成された安定的な家庭環境で養育されること
- ウ 経済的・社会的に自立することのできない子が縁組によって形成された安定的な家庭環境で養育されること
- エ 養育を基礎として既に形成された親密な関係を法的な親子関係に転化すること

#### 法制審議会特別養子制度部会での議論を読み解くと

- 「幼少のときからその監護養育を始めて、実親子間と同様の実質的親子関係の形成を期待する」という、従来の特別養子縁組の目的から飛躍したのではないのか?
- 子どもの年齢に関係なく、「永続的な家庭(養親家庭)を保障すべきであるとの指摘」を取り入れたものと考えられる。
- また、従来の長期に親類養育に対して、法的な永続性を保障することの意義を明らかにしたのと考えられる。
- では、特別養子縁組を必要とする、6歳以上の子どもとは、どのような子どもなのか?
- また、その場合に、必要なこと留意すべきことは何か?



## 分科会②「特別養子縁組の在り方 ～特に学童期前半の子ども達について～」

特別養子縁組を必要とする6歳以上の子どもとは？

### ④ 選択肢として特別養子縁組を検討すべきと考えられる事案について

- (1) 特別養子縁組を選択肢として検討すべき(※)であるものの、特別養子縁組に関する障壁により特別養子縁組が行えていない事案は、298件。  
※ 長年にわたって親との面会交流がない児童、将来的にも家庭復帰が見込まれない児童等
- (2) 社会的措置をとった時の児童の年齢については、  
・ 平均3歳8か月、5歳以下は204件(78.5%)  
・ 6歳以上は64件(21.5%)
- (3) 障害となっている事由としては、「実親の同意要件」が205件(68.8%)で最も多く、次いで「年齢要件」が46件(15.4%)。

○ 選択肢として特別養子縁組を検討すべきと考えられる件数

	平成26年度	平成27年度	合計
児童相談所	240件	248件	288件
民間あつせん団体	3件	7件	10件
計	243件	255件	298件

○ 社会的措置措置をとった時の児童の年齢  
<児童相談所>

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	合計	平均
件数	105	27	32	40	12	9	11	4	3	8	7	7	7	3	4	3	4	1	1	288	3歳8か月
割合	36.3%	9.4%	11.1%	13.9%	4.2%	3.1%	5.8%	1.4%	1.0%	2.8%	2.4%	2.4%	2.4%	1.0%	1.4%	1.0%	1.0%	0.3%	0.3%	100%	

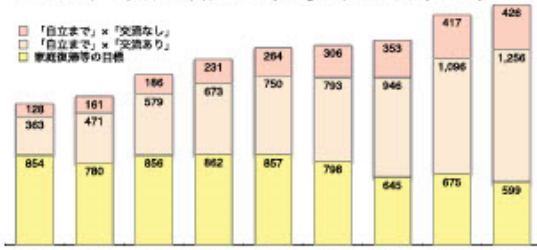
<民間あつせん団体> 0歳が3件、1歳、7歳が1件ずつ、平均1歳0か月。

年齢要件引き上げで対象となるのは46件？

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46

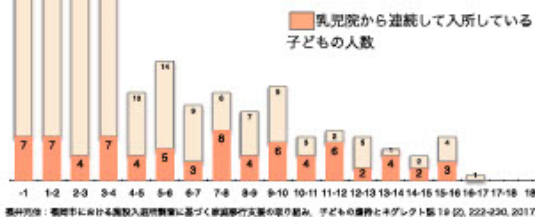
### 児童養護施設等調査（平成30年2月）

児童養護施設等入所（小1～中3）児童16325人のうち、  
「自立まで現在の児童養護施設で養育」は9339人（57.2%）  
そのうち、「家族との交流がない児童」は、2472人（15.1%）



### 児童養護施設に入所している児童：入所期間（N=274）

- ・ 施設に長期間（3年以上）入所している子どもは57%
- ・ 3年以上入所すると家庭復帰も里親委託も困難
- ・ 乳児院から連続して入所している子どもは76人（27.7%）



### 児童養護施設に入所している児童：特別養子縁組を必要とする子ども（N=274）

「将来的にも家庭復帰が見込めない」と担当児童福祉司が回答した児童養護施設入所児童136名のうち、46名は特別養子縁組が適当であるとの回答であったが、そのうち養子縁組里親委託予定の児童は0名であった」

「46名の阻害要因の内訳は、児童の高年齢による養親候補不在または6歳以上のために特別養子縁組未提案が36名、父または母へ特別養子縁組提案したが不同意5名、その他5名であった」

\* 児童養護施設入所児童274名のうち  
将来的に家庭復帰が見込めない児童 49.6%  
そのうち、特別養子縁組が適当な児童 16.8%

資料出所：福岡市における施設入所児童等に基づく家庭移行支援の取り組み、子どもの権利とレポート第19号(2)、222-230、2017。

### 全国調査と福岡市調査の比較

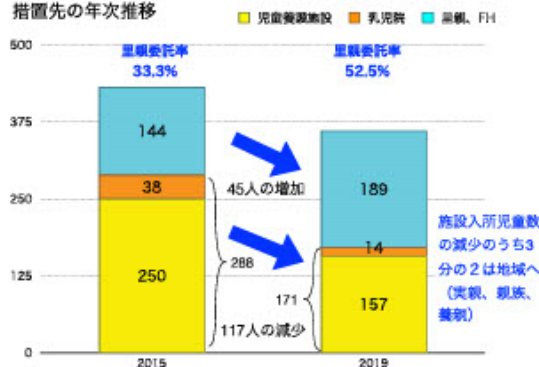
調査	児童養護施設等調査	「自立まで現在の児童養護施設で養育」	「家族との交流がない児童」
全国調査（平成30年2月）	児童16325人	57.2%	15.1%
福岡市調査（平成27年11月）	児童274人	49.6%	16.8%

全国調査における「自立まで現在の児童養護施設で養育」かつ「家族との交流がない子ども」の割合と、福岡市における「特別養子縁組が適当な児童」の割合は近似している

### 福岡市における家庭移行支援

- ・ 「児童養護施設入所児童」「将来的に家庭復帰が見込めない児童」「家族との交流がない」この3条件が揃えば、特別養子縁組が適当なのか？
- ・ 2016年以降、福岡市において、家庭移行支援の取り組み（パーマネンシー保障を意識したケースワーク）を実施
- ・ 家庭移行支援係の設置  
長期入所防止を考慮した施設入所児童全体のモニター  
3年以上施設入所児童の集中的ケースワーク  
→ 家庭復帰、親族、養子縁組、里親への移行促進（特別養子縁組・見相長申し立ての活用）
- ・ その結果、家庭復帰・親族移行となった子どもは多数いるが、6歳以上で、特別養子縁組が成立した子どもはいない。

### 措置先の年次推移



## 分科会②「特別養子縁組の在り方 ～特に学童期前半の子ども達について～」

### 児童相談所における積極的なケースワーク

- ・「児童養護施設入所児童」  
「将来的に家庭復帰が見込めない児童」  
「家族との交流がない」  
「児童相談所としての家庭復帰・親族移行に向けた積極的なケースワーク」
- ・積極的なケースワークを行なったが、それでも、家庭復帰等が実現しなかった場合に、次の目標として、特別養子縁組の必要性・可能性を検討すべきではないか、その次に、長期里親養育を検討すべきではないか

### 子どもの代替養育に関するガイドライン

このガイドラインは、こうした国際文書を背景とし、この分野で発展しつつある知識と経験全体を考慮しながら、方針と実践のために望ましい方向性を定めたものであり、直接または間接に代替養育に携わるすべての部署に配布されることを念頭に置いている。そして、特に以下のことを目指している。

**(a) 家族による養育に子どもを留めるか、そこに戻すための努力を支援すること。それに失敗した場合は、養子縁組やイスラム法におけるカフアールなど他の適切で永続的な解決策を見いだす努力を支援すること。**

(b) そうした永続的な解決策を見いだすまでの間、あるいはそれが不可能であったり、その子に最善の利益をもたらさない場合には、代替養育の最も適切な形を特定し、提供するよう確保すること

### 年長児童の特別養子縁組の課題

- ・パーマネンシー保障の発想の共有
- ・「積極的な家庭復帰・親族移行、あるいは、それがかなわない場合の特別養子への取り組み」に向けた積極的な児童相談所のケースワーク、そして、児童養護施設との連携・協働
- ・子どもへの十分な説明、子どもの意見を聴くことの重要性
- ・未成年後見人、アドボケイトの意義と存在
- ・年長児童を特別養子として迎える発想の広がり（制度の理念が広く国民に理解されること）
- ・養親・養子を支える制度、仕組み、地域社会

### 参考文献

- ・法制審議会・特別養子制度部会：特別養子制度の見直しに関する中間試案の補足説明  
<https://www.moj.go.jp/content/001271614.pdf>
- ・藤林武史「児童相談所改革と協働の道り」（明石書店）
- ・福井充：福岡市における施設入退所調査に基づく家庭移行支援の取り組み。子どもの虐待とネグレクト誌 19(2)、222-230、2017。
- ・樽沼あづさ：子ども最善の利益とパーマネンシー、新しい家族 58、25-30、2015
- ・栗津英輔：アメリカの養子縁組とパーマネンシーの保障。子どもの虐待とネグレクト 19(1)、29-37、2017